

# イタリアにおける消費者法の状況・その1

消費法典の成立・施行

谷 本 圭 子\*

## 目 次

- はじめに
  - ・イタリア消費者法の展開
    - 1. 概 観
    - 2. 規 制 方 法
    - 3. 民法典への組込み
    - 4. 人的適用範囲
    - 5. EU/EC 指令内容との異同
  - ・消費法典の成立
    - 1. 起草にあたって
    - 2. 内容の概観
    - 3. 全 体 構 造
  - ・規定の整理と統合
    - 1. 撤 回 権
    - 2. 人的適用範囲
  - ・消費法典の中に組込まれなかった法規範
    - 1. 消 費 信 用
    - 2. 電子商取引
- おわりに
  - 1. 総 括
  - 2. 我が国への示唆

## は じ め に

2005年9月6日、イタリア共和国において「消費法典（Codice del

---

\* たにもと・けいこ 立命館大学教授

consumo)』<sup>1)</sup>が成立し、同年10月23日に施行された。イタリアにおいても主として EU/EC 消費者保護指令を国内法化するという目的の下、多くの消費者保護法規範<sup>2)</sup>が成立していたが、本法典は、これら数多くの法規範を一つの法典として統合したものである。

本法典成立の目的は、その成立時の正式名称「2003年7月29日法律第229号第7条に基づく、消費法典」が示すように、同法すなわち「規制の質、法の再整理、法典化に関する措置 2001年簡素化法」<sup>3)</sup>の第7条を実行することにあった。すなわち、同法は、様々な分野での法の再整理を目的とするものであるが、その一分野として消費者保護に関する法規範をもその視野に入れたものである。同法第7条は以下のように規定する。

#### 第7条 [ 消費者保護に関する再整理 ]

政府は、本法の施行日から6ヶ月以内に、消費者保護に関する現行規定を再整理するために、一つ又は複数の立法命令を講ずるよう委任される。これは、本法第1条により取り替えられたものとしての1997年3月15日法律第59号第20条に規定される原則及び指針的基準の意味においてかつそれらにしたがって、かつ、以下の原則及び指針的基準を遵守してのものである。すなわち、

- a) 法規範を共同体規定及び国際的協定に適合させること、並びに、法規範を調和させ、再編成し、さらには国際的に定められる数々の消費者保護目的達成のための調整道具にするという目的に法規範を

---

1) Decreto Legislativo 6 settembre 2005, n. 206 "Codice del consumo, a norma dell' articolo 7 della legge 29 luglio 2003, n. 229", S. O. n. 162 alla G. U. n. 235 del 8 ottobre 2005. この邦訳については、谷本圭子(訳)「イタリア消費法典」立命館法学312号(2007年)350頁以下参照。

2) これら法規範の形態としては、民法典中に新たな規定として挿入されたものもあるし、独立の法律 (legge) や立法命令 (decreto legislativo) として創設されたものもあり、多様である。詳細については 後述する。

3) L. 29 luglio 2003, n. 229, "Interventi in materia di qualità della regolazione, riassetto normativo e codificazione—Legge di semplificazione 2001", G. U. n. 196 del 25 agosto 2003.

接合させること、

- b) 契約の多様な類型における消費者の撤回権に関する手続の均質化をはかること、
- c) 遠隔契約に関して、1997年5月20日のヨーロッパ議会及び理事会指令97/7/CEを実行した1999年5月22日立法命令第185号第15条により規定されたところの、消費者により有利な規定を暫定的に有効とする制度<sup>4)</sup>を終了させること、及び、テレビを通じた販売に関する消費者保護を強化すること、
- d) 紛争の裁判外調停手続きにおいて、EC委員会の勧告を遵守して、消費者団体の介入を整理すること。

以上より、本法典は、消費者保護に関する数多くの法規範を再度点検し、共同体等の要請に接合させること、個別分野における個別規定の共通部分を再整理すること、法規範の簡素化を図ること等を目的とするものだとわることがわかるであろう<sup>5)</sup>。

しかし、消費法典の全体的理解を困難にする事態が存在する。それは、

---

4) 同立法命令(D.L. vo 22 maggio 1999, n. 185, "Attuazione della direttiva 97/7/CE relativa alla protezione dei consumatori in materia di contratti a distanza," G. U. n. 143 del 21 giugno 1999)第15条は以下のように規定する。

第15条 [暫定的及び最終的規定]

- 1. 遠隔契約は本立法命令への言及を含む必要がある。
- 2. 本立法命令に定める規定を、1992年1月15日立法命令第50号第9条により予定される販売の特別形態についての1992年1月15日立法命令第50号により、そして、1998年3月31日立法命令第114号第18条及び第19条によりもたらされた規律と、調整する統一法典の公布までは、本立法命令に含まれる消費者にとりより有利な規定を適用する。

5) ここでの簡素化とは、「官僚の責務の緩和」もしくは「規制緩和」として理解されており、生産活動省の解説報告によれば、実際に成立した法典は簡素化にはほとんど寄与しておらず、消費者保護という複雑なテーマの体系的再編成及び形式的な簡素化に立法上の努力が向けられているとされる(Ministero delle Attività Produttive, *Decreto legislativo recante codice del consumo, a norma dell'articolo 7 della legge 29 luglio 2003, n. 229, Relazione illustrativa (2006)*, p. 6s.)。

本法典成立後に行われた、数回に上る改正である<sup>6)</sup>。この数回の改正は、多様な目的を持ち、かつ、本法典の内容に大幅な変更を加えるものであった。そのため、本法典成立以前の状況を紹介しながら、成立時の本法典の内容を紹介し、加えてその後の改正をも同時に紹介することは、本法典の内容が多岐にわたることともあいまって、かえって、本法典についての理解を困難にするおそれがある。

以上の考慮より、本稿においては、消費法典成立までのイタリアにおける消費者法の状況を概観しながら、成立時の本法典の内容について紹介することとする。

まず最初に付言しておかねばならないのは、何をもって「消費者法」として紹介の対象とするかである。これについては様々な画定の方法があり得ると考えるが、本稿においては基本的に「イタリア消費法典」の中で規律対象として挙げられているテーマを中心に「消費者法」として紹介対象とし、その上でイタリア消費法典の構造を検討していきたいと思う。加えて述べておく必要があるのは、消費法典の中に消費者法全てが統合されたわけではないということである。他の法規範の中にも、消費者保護に関する重要規定が存在する。

そこで本稿においては、まず、消費法典成立までに、イタリアにおいて消費者法がどのように立法され展開してきたのかについて概観した後、成立時の消費法典の内容を紹介・検討し、消費法典中に統合されなかった法

---

6) すなわち、以下の法令あるいは規定によって4度の改正が行われたのである。 Art. 19 della L. 6 febbraio 2007, n. 13, "Disposizioni per l'adempimento di obblighi derivanti dall'appartenenza dell'Italia alle Comunità europee—Legge comunitaria 2006", S.O. n. 41/L alla G.U. n. 40 del 17 febbraio 2007, D. L.vo 2 agosto 2007, n. 146, "Attuazione della direttiva 2005/29/CE relativa alle pratiche commerciali sleali tra imprese e consumatori nel mercato interno e che modifica le direttive 84/450/CEE, 97/7/CE, 98/27/CE, 2002/65/CE, e il Regolamento (CE) n. 2006/2004", G.U. n. 207 del 6 settembre 2007, D. L.vo 23 ottobre 2007, n. 221, "Disposizioni correttive ed integrative del decreto legislativo 6 settembre 2005, n. 206, recante Codice del consumo, a norma dell'articolo 7, della legge 29 luglio 2003, n. 229", G.U. n. 278 del 29 novembre 2007, Art. 2, comma 446 della L. 24 dicembre 2007, n. 244, "Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (legge finanziaria 2008)", S.O. n. 285 alla G.U. n. 300 del 28 dicembre 2007.

規範についても概観していくことにする。

なお、イタリア消費者法の特徴をより明らかにするために、我が国において既に紹介されている同じEU加盟国であるドイツ消費者法<sup>7)</sup>との若干の比較についても触れたいと思う。

## ・イタリア消費者法の展開

まず、消費法典の成立までに、どのようにしてイタリアで消費者法が形成されてきたのか概観した上で、いくつかの注目すべき点についても言及していきたいと思う。もっとも、その規定内容については基本的に消費法典の中にそのまま取り込まれているため詳細については後述することにして、ここでは簡単に紹介するに留めたい。

また、以下の検討ではいわゆる「消費者保護」に資するとされる法令を対象とするのであり、厳密にいわゆる「消費者対事業者」の問題を扱う法令のみを取り上げるわけではない。このことは後述4における人的適用範囲の検討の中でおのずと明らかになるであろう。

### 1. 概観

イタリアにおいて消費者法は、多岐にわたる個別分野ごとに少しずつ形

---

7) ドイツ消費者法を総体として扱うものだけでも多くの紹介論文が存在するが、とりあえず、谷本圭子「契約法における『消費者保護』の意義 適用範囲限定に着目して(1)～(4・完)」、立命館法学259号1頁以下、260号1頁以下(以上1998年)、267号38頁以下(2000年)、287号237頁以下(2003年)、池田清治「消費者法とドイツ法」ジュリスト1200号(2001年)122頁以下、小野秀誠「ドイツの2001年債務法現代化法 給付障害法と消費者保護法」国際商事法務29巻7号908頁以下、8号924頁以下(以上2001年)、青野博之「消費者法の民法への統合 解除の効果と撤回の効果の比較を中心として」岡孝編『契約法における現代化の課題』(法政大学出版局、2002年)131頁以下、佐藤啓子「人としての消費者」法政論集201号(2004年)459頁以下、上野達也「特別私法論の展開と民法の再編(1・2完)」法学論叢159巻3号55頁以下、5号30頁以下(以上2006年)等を参照。個別分野に関して参照すべき文献については、後に挙げる。

成されてきたといえる。また、個別分野ごとに幾度かの法改正も経ているため、時間的順序にしたがって消費者法形成の過程をたどることは困難となっている。そこで、以下では、最初に法規定が置かれた順序に従いながら、個別分野ごとに消費者法の形成過程を概観していくことにする。

### 製造物<sup>8)</sup> 責任

イタリアにおける消費者法は、まず「欠陥製品に基づく損害に対する責任に関する加盟国の立法上、規則上及び行政上の規定の近接に関わる指令 85/374/CEE (いわゆる製造物責任指令)<sup>9)</sup>」を国内法化するための1988年5月24日共和国大統領令第224号<sup>10)</sup>でもって、始まったと言える(後に当該指令を修正する「指令 1999/34/CE」<sup>11)</sup>を国内法化するための2001年2月2日立法法令第25号<sup>12)</sup>により改正)。

これは、製造者又は提供者が製品の欠陥に基づき損害賠償責任を負う旨を定めたものである。

### 一般的情報提供

その後、「消費者への情報提供に関する法」を定める1991年4月10日法律第126号<sup>13)</sup>が制定される(1994年2月22日法律第146号<sup>14)</sup>及び1997年2

---

8) 「製造物」にあたるイタリア語「prodotto」について、本稿では「製品」と訳しているが、「製品の欠陥に基づく責任」については我が国で「製造物責任」という言葉が定着しているため、この言葉を用いることにする。

9) Direttiva 85/374/CEE del Consiglio, del 25 luglio 1985, relativa al ravvicinamento delle disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri in materia di responsabilità per danno da prodotti difettosi, G. U. C. E. L210 del 7. 8. 1985, p. 29s.

10) D. P. R. 24 maggio 1988, n. 224, "Attuazione della direttiva n. 85/374/CEE relativa al ravvicinamento delle disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri in materia di responsabilità per danno da prodotti difettosi, ai sensi dell' art. 15 della legge 16 aprile 1987, n. 183", S. O. alla G. U. n. 146 del 23 giugno 1988.

11) Direttiva 1999/34/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 10 maggio 1999, G. U. C. E. n. L 141 del 4. 6. 1999, p. 20s.

12) D. L. vo 2 febbraio 2001, n. 25, G. U. n. 49 del 28 febbraio 2001.

13) L. 10 aprile 1991, n. 126, "Norme per l'informazione del consumatore, G. U. n. 89 del 16 aprile 1991.

14) L. 22 febbraio 1994, n. 146, S. O. alla G. U. n. 52 del 4 marzo 1994.

月8日産業・商業・職人省令第101号の実施法規<sup>15)</sup>により改正)。

これは、製品及びその包装に関わって消費者に対する情報提供義務(一定事項の表示義務)を定めるものであり、これに違反した場合には行政罰(sanzione amministrativa)が科される。

### 訪問販売等

また、「営業所以外で交渉された契約に関する指令85/577/CEE(いわゆる訪問販売指令)<sup>16)</sup>の国内法化は、随分遅れて、1992年1月15日立法命令第50号<sup>17)</sup>でもって実現された。

これは、いわゆる訪問販売等に関して、商事行為者(operatore commerciale)に書面による情報提供義務を課し、これを前提として消費者に撤回権を認容する。さらに、情報提供義務に違反した場合等につき行政罰を定める。

### 広 告

ときを同じくして、「欺罔的広告についての指令84/450/CEE<sup>18)</sup>は、1992年1月25日立法命令第74号<sup>19)</sup>でもって国内法化された(後に当該指令を修正する「欺罔的広告及び比較広告についての指令97/55/CE<sup>20)</sup>を国内法化するための2000年2月25日立法命令第67号<sup>21)</sup>」、さらには、「通信手段により伝播された虚偽の広告メッセージについての2005年4月6日法律

15) D. M. 8 febbraio 1997, n. 101, G. U. n. 91 del 19 aprile 1997.

16) Direttiva 85/577/CEE del Consiglio, del 20 dicembre 1985, in materia di contratti negoziati fuori dei locali commerciali, G. U. C. E. n. L372 del 31. 12. 1985 p. 31s.

17) D. L.vo 15 gennaio 1992, n. 50, "Attuazione della direttiva n. 85/577/CEE in materia di contratti negoziati fuori dei locali commerciali", S. O. alla G. U. n. 27 del 3 febbraio 1992.

18) Direttiva 84/450/CEE del Consiglio, del 10 settembre 1984, relativa al ravvicinamento delle disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri in materia di pubblicità ingannevole, G. U. C. E. n. L250 del 19.9.1984 p. 17s.

19) D. L.vo 25 gennaio 1992, n. 74, "Attuazione della direttiva 84/450/CEE in materia di pubblicità ingannevole", S. O. alla G. U. n. 36 del 13 febbraio 1992.

20) Direttiva 97/55/CE del Consiglio, del 6 ottobre 1997, che modifica la direttiva 84/450/CEE, in materia di pubblicità ingannevole e comparativa, G. U. C. E. n. L290 del 23.10.1997 p. 18s.

21) D. L.vo 25 febbraio 2000, n. 67, "Attuazione della direttiva 97/55/CE, che modifica la direttiva 84/450/CEE, in materia di pubblicità ingannevole e comparativa", G. U. n. 72 del 27 marzo 2000 (Rettifica G. U. n. 100 del 2 maggio 2000).

第49号<sup>22)</sup>」により修正)。

これは、広告に関するルールを定めて欺罔的広告及び比較広告からの保護について規定し、違反した場合の行政罰を含む行政的規制・司法的救済・自主規制等につき定めるものである。

### 消費信用

さらに、「消費信用に関する加盟国の立法上、規則上及び行政上の規定の近接に関わる指令 87/102/CEE (いわゆる消費者信用指令)<sup>23)</sup> 及び「指令 87/102/CEE の変更に関わる指令 90/88/CEE<sup>24)</sup>」の国内法化は、1993年9月1日立法命令第385号(これは「銀行及び信用に関する統一法規集( Testo Unico )」となっている)<sup>25)</sup> により実現された(後に1999年8月4日立法命令第342号<sup>26)</sup>、及び、87年指令を改正する指令 98/7/CE<sup>27)</sup> を国内法化するための2000年2月25日立法命令第63号<sup>28)</sup> により改正)。もっとも、消費信用の規制を目指す EC 指令と直接関連する規定は、「第六章 契約条件の透明性」中の「第二節 消費信用」中の第121条ないし第126条を中心として、「第三節 一般的規制及び監督」中の第127条及び第128条、「第八章 罰則」中の第144条及び第145条に限られる。

これは、消費者に対して認容される販売信用を含む消費信用について、

---

22) L. 6 aprile 2005, n. 49, in materia di messaggi pubblicitari ingannevoli diffusi attraverso mezzi di comunicazione, G. U. n. 86 del 14 aprile 2005.

23) Direttiva 87/102/EEC del Consiglio, del 22 dicembre 1986, relativa al ravvicinamento delle disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri in materia di credito al consumo, G. U. C. E. n. L42 del 12.2.1987, p. 48s.

24) Direttiva 90/88/EEC del Consiglio, del 22 febbraio 1990, G. U. C. E. n. L 61 del 10. 3. 1990, p. 14s.

25) D. L.vo 1 settembre 1993, n. 385, "Testo unico delle leggi in materia bancaria e creditizia", S. O. alla G. U. n. 230 del 30 settembre 1993.

26) D. L.vo 4 agosto 1999, n. 342, "Modifiche al decreto legislativo 1o settembre 1993, n. 385", G. U. n. 233 del 4 ottobre 1999.

27) Direttiva 98/7/CE, che modifica la direttiva 87/102/CEE, in materia di credito al consumo, G. U. C. E. n. L101 del 1.4.1998, p. 17s.

28) D. L.vo 25 febbraio 2000, n. 63, "Attuazione della direttiva 98/7/CE, che modifica la direttiva 87/102/CEE, in materia di credito al consumo", G. U. n. 69 del 23 marzo 2000.

契約の書面作成及び一定の情報提供(諸事項の記載)を義務づけ、これに違反した場合には契約の効力を無効と定め、また、第三者と信型消費者信用取引に関していわゆる「抗弁接続」を定める<sup>29)</sup>。また他方では、広告についてのルール、その監督についても定め、違反した場合について、行政処分や行政罰を予定する。

### バック旅行

「バックでの旅行、休暇及び周遊に関する指令 90/314/CEE」<sup>30)</sup>の国内法化は、1995年3月17日立法法令第111号<sup>31)</sup>により実現された(2001年3月5日法律第57号<sup>32)</sup>15条2項及び「旅行の国内法規の改正」を定める2001年3月29日法律第135号<sup>33)</sup>第11条第6項により改正)。

これは、交通機関や宿等を含めたいわゆるバック旅行の販売につき、その要素を明確化することにより、債務不履行や不完全履行の発生を明確化し、これに基づく損害賠償責任について規定し、販売者又は旅行主催者は特定事項について書面により情報提供する旨を規定し<sup>34)</sup>、また、価格をはじめとする契約条件の変更がある場合に撤回権を認容する旨を規定するものである。

### 製品安全

ときを同じくして、「製品の一般的安全性に関する指令 92/59/CEE」<sup>35)</sup>

---

29) もっとも、ドイツにおけるように撤回権は認容されていない。ここには、EC消費者信用指令を最低限国内法化したイタリアと、EC指令による義務以上に消費者保護に資する規定を置いたドイツ(このような立法は指令第15条により加盟国に認められていた)との違いが現れている(詳細については、後述 3参照)。

30) Direttiva del Consiglio 90/314/CEE, del 13 giugno, concernente i viaggi, le vacanze ed i circuiti «tutto compreso», G. U. C. E. n. L158 del 23. 6. 1990, p. 159s.

31) D. L. v. marzo 1995, n. 111, «Attuazione della direttiva 90/314/CEE concernente i viaggi, le vacanze ed i circuiti «tutto compreso»», G. U. n. 88 del 14 aprile 1995.

32) L. 5 marzo 2001, n. 57, «Disposizioni in materia di apertura e regolazione dei mercati», G. U. n. 66 del 20 marzo 2001.

33) L. 29 marzo 2001, n. 135, «Riforma della legislazione nazionale del turismo», G. U. n. 92 del 20 aprile 2001.

34) この情報提供については「義務(dovere)」として規定されておらず、よって提供しなかった場合の制裁も予定されていない。

35) Direttiva 92/59/CEE relativa alla sicurezza generale dei prodotti, G. U. C. E. n. L228 del

の国内法化が、1995年3月17日立法命令第115号<sup>36)</sup>により実現されている。もっとも、後に「製品の一般的安全性に関する指令 2001/95/CE」<sup>37)</sup>が、より規定内容を充実させるべきとの要請の下に採択され、その結果指令 92/59/CEE は廃止された。同様に、新たな指令を国内法化するための 2004年5月21日立法命令第172号<sup>38)</sup>が制定され、その第12条により1995年の立法命令も廃止されている。すなわち、指令及び国内法共に「製品の一般的安全性」をテーマとする規定が、より充実した内容を持ったものとして一新されたのである。

これは、製品の安全性を確保するため、製造者及び供給者の義務を定め、義務に違反した場合の刑罰及び行政罰を定めると共に、行政による詳細なコントロールについて規定するものである。

#### 濫用条項<sup>39)</sup>

「消費者と締結された契約中の濫用条項に関わる指令 93/13/CEE（いわゆる濫用条項指令）」<sup>40)</sup>は、1996年2月6日法律第52号<sup>41)</sup>により国内法化された。その結果、民法典（Codice civile）第四編「債務」中の第二章「契約一般」における最終節として、新しく第十四節の二「消費者契約」が設けられ、第1469条の2ないし第1469条の6という新たな条文が設けら

---

11.8.1992, p. 24s.

36) D.L.vo 17 marzo 1995, n. 115, "Attuazione della direttiva 92/59/CEE relativa alla sicurezza generale dei prodotti", G.U. n. 92 del 20 aprile 1995.

37) Direttiva 2001/95/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 3 dicembre 2001, sulla sicurezza generale dei prodotti, G.U.C.E. n. L11 del 15.1. 2002, p. 4s.

38) D.L.vo 21 maggio 2004, n. 172, "Attuazione della direttiva 2001/95/CE relativa alla sicurezza generale dei prodotti", G.U. n. 165 del 16 luglio 2004.

39) イタリアにおける濫用条項規制の詳細については、谷本圭子「イタリアにおける濫用条項の規制」立命館法学298号（2005年）215頁以下参照。

40) Direttiva 93/13/CEE del Consiglio, del 5 aprile 1993, concernente le clausole abusive nei contratti stipulati con i consumatori, G.U.C.E. n. L95 del 21.4.1993, p. 19s.

41) Art. 25 della L. 6 febbraio 1996, n. 52, "Attuazione della direttiva 93/13/CEE concernente le clausole abusive nei contratti stipulati con i consumatori", G.U. n. 34 del 10 febbraio 1996.

れた(後に複数回改正を経ている<sup>42)</sup>)。

これは、消費者契約における契約条項が過酷である(vessatoria)場合には無効となること、過酷性の判断基準について定め、消費者団体等による過酷条項の利用差止訴訟について規定するものである。

### 消費者及び利用者の権利、消費者団体訴訟

1998年には、「消費者及び利用者の権利の規律」を定める1998年7月30日法律第281号<sup>43)</sup>が制定された(後に2000年11月24日法律第340号<sup>44)</sup>により改正された)。さらに特記されるべきなのは、「消費者利益保護のための差止措置に関する指令98/27/CE」<sup>45)</sup>の国内法化が、同法を改正することによって(すなわち、2001年4月23日立法命令第224号<sup>46)</sup>及び同指令の国内法化の完全化を目的とする2002年3月1日法律第39号<sup>47)</sup>により改正することによって)、実現されたことである。

これは、消費者及び利用者には一定の権利が帰属することを宣言し、登録された消費者・利用者団体には、消費者の集団的利益が侵害された場合、一定の請求内容について訴訟適格があること、産業・商業・職人省内に消費者及び利用者の利益に配慮した行動を行う専門の行政機関として「消費

---

42) Art. 25 della L. 21 dicembre 1999, n. 526, "Disposizioni per l'adempimento di obblighi devianti dall'appartenza dell'Italia alle Comunità europee-Legge comunitaria 1999", G. U. n. 13 del 18 gennaio 2000; Art. 6 della L. 3 febbraio 2003, n. 14, "Disposizioni per l'adempimento di obblighi devianti dall'appartenza dell'Italia alle Comunità europee-Legge comunitaria 2002", G. U. n. 31 del 7 febbraio 2003.

43) L. 30 luglio 1998, n. 281, "Disciplina dei diritti dei consumatori e degli utenti", G. U. n. 189 del 14 agosto 1998.

44) L. 24 novembre 2000, n. 340, G. U. n. 275 del 24 novembre 2000.

45) Direttiva 98/27/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 19 maggio 1998, relativa a provvedimenti inibitori a tutela degli interessi dei consumatori, G. U. C. E. n. L 166 del 11.6.1998, p. 51s.

46) D. Lvo 23 aprile 2001, n. 224, "Attuazione della direttiva 98/27/CE relativa a provvedimenti inibitori a tutela degli interessi dei consumatori", G. U. n. 137 del 15 giugno 2001.

47) L. 1 marzo 2002, n. 39, "Disposizioni per l'adempimento di obblighi derivanti dall'appartenza dell'Italia alle Comunità europee-Legge comunitaria 2001", G. U. n. 72 del 26 marzo 2002.

者及び利用者の全国会議 (CNCU<sup>48)</sup>)」をおくこと、登録の要件・方法について規定する。ここでは、消費者団体訴訟を認める点で、同法と前述の濫用条項規制との間に規制の重複が見られるが、実際上の問題はない<sup>49)</sup>。

### 不動産一時使用権取得契約

また、「不動産の一時使用権の取得に関する契約のいくつかの側面についての取得者保護に関わる指令 94/47/CE (いわゆるタイムシェアリング指令)<sup>50)</sup>」の国内法化は、1998年11月9日立法命令第427号<sup>51)</sup>により実現された (後に前述2001年3月29日法律第135号<sup>52)</sup>第4条第2項及び前述2002年3月1日法律第39号<sup>53)</sup>第10条により改正)。

これは、「一年のうちの一週間以上の特定期間につき、不動産の使用を可能とする権利の設定、移転、又は設定あるいは移転の約束がなされる3年以上の継続的契約」を対象として、事業者たる販売者に情報提供義務を課し、これを前提として消費者たる取得者に撤回権を認容する。また、書面による契約作成を要求し、これに違反した場合には契約を無効とし、第三者と信型消費者信用取引に関しては、撤回権行使の場合の信用供与契約の解消も認める<sup>54)</sup>。さらに、情報提供義務を怠った場合には、行政罰が科

---

48) “Consiglio nazionale dei consumatori e degli utenti” の略称である。

49) その議論状況については、谷本・前掲注39) 239頁参照。

50) Direttiva 94/47/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 26 ottobre 1994, concernente la tutela dell' acquirente per taluni aspetti dei contratti relativi all' acquisizione di un diritto di godimento a tempo parziale di beni immobili, G. U. C. E. n. L280 del 29.10.1994, p. 83s.

51) D. L. vo 9 novembre 1998, n. 427, “Attuazione della direttiva 94/47/CE concernente la tutela dell' acquirente per taluni aspetti dei contratti relativi all' acquisizione di un diritto di godimento a tempo parziale di beni immobili”. G. U. n. 291 del 14 dicembre 1998.

52) 注33) 参照。

53) 注47) 参照。

54) ここで撤回権行使の場合の信用供与契約の解消が取り上げられるのは、前述〔消費信用〕においてはそもそも撤回権を認容しないためこの問題は生じなかったが (加えて、EC 指令がこの問題に言及していなかった)、〔不動産一時使用権取得契約〕においては撤回権が認容され、かつ信用契約との結合が問題とされるためである (加えて、EC 指令がこの問題に言及している。Art. 7 della Direttiva 94/47/CE)。

される。

### 遠隔契約

さらに、「遠隔契約(通信取引)についての消費者保護に関する指令97/7/CE(いわゆる通信取引指令)<sup>55)</sup>は、1999年5月22日立法命令第185号<sup>56)</sup>により国内法化された。

これは、職業人と消費者との間での遠隔コミュニケーション技術を利用する遠隔契約に関して、職業人に情報提供義務及び情報提供についての確認義務を課し、これを前提として消費者に撤回権を認容する。また、職業人に早期の契約実行義務を課し、ネガティブオプション(fornitura non richiesta)を禁止する。さらに、これら義務並びに禁止に違反した場合につき、行政罰を予定する。

### 価格表示

「消費者に申し出られた価格の表示についての消費者保護に関する指令98/6/CE」<sup>57)</sup>は、2000年2月25日立法命令第84号<sup>58)</sup>によって国内法化されている。

これは、商人から消費者に提供される製品については、販売価格のみでなく「計測単位(unità di misura)についての価格」も表示することを義務づけるものであり、これに違反した場合について行政罰を予定する。

---

55) Direttiva 97/7/CE del Parlamento europeo e del Consiglio del 20 maggio 1997, riguardante la protezione dei consumatori in materia di contratti a distanza, G. U. C. E. n. L144 del 4.6.1997, p. 19s.

56) D. L. vo 22 maggio 1999, n. 185, "Attuazione della direttiva 97/7/CE relativa alla protezione dei consumatori in materia di contratti a distanza", G. U. n. 143 del 21 giugno 1999.

57) Direttiva 98/6/CE del Parlamento europeo e del Consiglio del 16 febbraio 1998 relativa alla protezione dei consumatori in materia di indicazione dei prezzi dei prodotti offerti ai consumatori, G. U. C. E. n. L80 del 18.3.1998, p. 27s.

58) D. L. vo 25 febbraio 2000, n. 84, "Attuazione della direttiva 98/6/CE relativa alla protezione dei consumatori in materia di indicazione dei prezzi dei prodotti offerti ai consumatori", G. U. n. 85 del 11 aprile 2000.

### 消費動産売買・保証

「消費動産の販売及び保証のいくつかの側面についての指令 99/44/CE」<sup>59)</sup>の国内法化は、2002年2月2日立法法令第24号<sup>60)</sup>により実現された。その結果、民法典第四編「債務」中の第三章「契約各論」第一節「売買」第二項「動産売買」における第一「一般規定」に続いて、新しく第一の二「消費動産の売買」が設けられ、第1519条の2ないし第1519条の9という新たな条文が設けられた。

これは、消費動産の売買について、販売者には消費者に対して「契約に適合した物」を給付する義務があることを規定し、適合性が欠如している場合には消費者には多様な権利が認められ得ること等について規定するものである。また、約定による保証に関しても一定のルールを定める。

### 電子商取引

「電子商取引への特別の言及を伴う、域内市場における情報提供会社サービスのいくつかの法的側面についての指令 2000/31/CE」<sup>61)</sup>は、2003年4月9日立法法令第70号<sup>62)</sup>により、国内法化されている。

これは、「情報社会サービス、とりわけ電子商取引の自由な流通を促進すること」を目的として、「サービスプロバイダ (prestatore)」から「サービスの受け手 (destinatario del servizio)」に対して提供される「情報社会サービス」を規律対象として、サービスプロバイダに対して、多様な

---

59) Direttiva 99/44/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 25 maggio 1999, su alcuni aspetti della vendita e delle garanzie dei beni di consumo, G. U. C. E. n. L171 del 7.7.1999, p. 12s.

60) D. L.vo 2 febbraio 2002, n. 24, "Attuazione della direttiva 99/44/CE su alcuni aspetti della vendita e delle garanzie dei beni di consumo", G. U. n. 57 del 8 marzo 2002.

61) Direttiva 2000/31/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, dell' 8 giugno 2000, relativa a taluni aspetti giuridici dei servizi della società dell'informazione nel mercato interno, con particolare riferimento al commercio elettronico, G. U. C. E. n. L178 del 17.7.2000, p. 1s.

62) D. L.vo del 9 aprile 2003, n. 70, "Attuazione della direttiva 2000/31/CE relativa a taluni aspetti giuridici dei servizi della società dell'informazione nel mercato interno, con particolare riferimento al commercio elettronico", G. U. n. 87 del 14 aprile 2003.

情報提供義務,並びに,商業的通信に関する一定の行為義務を課すものである。これら義務に違反した場合には,行政罰が科される。

以上が,2005年に「消費法典」が編纂されるまでの消費者法の状況である。もっとも,同時進行的に消費者法は展開を続けており,同年8月17日には「住居への直接販売及びピラミッド販売形態からの消費者保護」を定める法律第173号<sup>63)</sup>が制定され,また,8月19日には立法命令第190号<sup>64)</sup>によって,「消費者への金融サービスの遠隔販売についての指令2002/65/CE」<sup>65)</sup>が国内法化されている。

いずれにせよ明らかなのは,イタリアにおける消費者法もまた,EU/EC加盟国であるため,消費者保護に関わるEU/EC指令の国内法化作業を実現する過程で,展開されてきたということである。

なお,以下の叙述では簡略化のために,上記 ~ の各テーマ・各分野を規律してきた各法規範を ~ (又は数字の後に〔 〕で取り扱うテーマを付加して)として略述していくことにする。以下に再度一覧しておく。

〔製造物責任〕= 1988年5月24日共和国大統領令第224号

〔一般的情報提供〕= 1991年4月10日法律第126号

〔訪問販売等〕= 1992年1月15日立法命令第50号

〔広告〕= 1992年1月25日立法命令第74号

〔消費信用〕= 1993年9月1日立法命令第385号

〔パック旅行〕= 1995年3月17日立法命令第111号

---

63) L. 17 agosto 2005, n. 173, "Disciplina della vendita diretta a domicilio e tutela del consumatore dalle forme di vendita piramidali", G. U. n. 204 del 2 settembre 2005.

64) D. L. v. 19 agosto 2005, n. 190, "Attuazione della direttiva 2002/65/CE relativa alla commercializzazione a distanza di servizi finanziari ai consumatori", G. U. n. 221 del 22 settembre 2005.

65) Direttiva 2002/65/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 23 settembre 2002, concernente la commercializzazione a distanza di servizi finanziari ai consumatori e che modifica la direttiva 90/619/CEE del Consiglio e le direttive 97/7/CE e 98/27/CE, G. U. C. E. n. L271 del 9.10.2002, p. 16s.



令においては第10条<sup>66)</sup>で、EC 通信取引指令においては第11条<sup>67)</sup>でその旨が規定されるところである。

ただ、民事効果の認容による規制を行う<sup>68)</sup>点では、イタリアとドイツとでも共通点は見られるし、さらに、ドイツでも情報提供義務違反に対して、「価格表示」に関しては刑罰でもって対処される(価格表示命令第10条第1項に基づく経済刑法第3条第1項第2号)<sup>69)</sup>し、また、「製品安全」に関わっては行政罰でもって対処される(器械及び製品安全法第19条)<sup>70)</sup>点では、イタリアとの共通点は見られるところである。

### 3. 民法典への組み込み

既に見てきたように、イタリア消費者保護法は、EU/EC 指令を国内法化することにより、形成されてきた。

その国内法化の手法としては、一方では民法典の中に新たな条文を創設するという方法が、他方では民法典の外で(立法命令や法律の形で)規定するという方法が採られてきた。また、既に述べたように、イタリアでは多様な規制方法が採られてきたことに鑑みれば、民法典の中での新条文の創設という方法は、民事効果のみを予定するテーマ(〔濫用条項〕、

---

66) Art. 10 della direttiva 94/47/CE.

67) Art. 11 della direttiva 97/7/CE.

68) 周知のようにドイツでは、従来から個別の契約関係の特徴に着目する複数の消費者保護法(「訪問販売撤回法」、「消費者信用法」、「一時的居住権法」、「約款規制法」、「通信販売法」)が存在しており、これらは特別の民事効果を認容するものであった。しかし最近、「債務法の現代化に関する法律(Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts vom 26. November 2001, BGBl. I S. 3138)」により、これらの法律は廃止され、その規定内容は民法典の中に組み込まれたのである(後述でのドイツとの比較に関する叙述も参照)。いずれにせよ、ドイツでは消費者契約に関わる規制は、大部分が民事効果の認容によるものとなっている。

69) § 3 Abs. 1 Nr. 2 des Gesetz zur weiteren Vereinfachung des Wirtschaftsstrafgesetzes vom 3. Juni 1975, BGBl. I S. 1313 (§ 10 Abs. 1 der Preisangabenverordnung vom 18. Oktober 2002, BGBl. I S. 4197).

70) § 19 des Gesetz über technische Arbeitsmittel und Verbraucherprodukte (Geräte- und Produktsicherheitsgesetz- GPSG) vom 6. Januar 2004, BGBl. I S. 219.

〔消費動産売買・保証〕)に限定して認められたことは必然的であった。

さらに注目すべきなのは、民法典の中に新たな条文を創設する場合にも、EU/EC 指令と同様に「消費者対職業人」間での取引に適用範囲を限定することからまず始めているという点である。つまり、濫用条項規制に関する民法第1469条の2ないし第1469条の6は、その新たに創設された「第十四節の二消費者契約」という名称が示すように、適用範囲を「消費者対職業人」間で締結された契約に限定している(第1469条の2・第1項及び第2項)。また、消費動産売買における保証に関する民法第1519条の2ないし第1519条の9も、その新たに創設された節につき「第一節の二消費動産売買」として、実質的には「販売者は、売買契約に適合した物を消費者に引き渡す義務を負う」(第1519条の3・第1項)と規定することにより、適用範囲を「消費者対販売者(先の職業人概念にほぼ一致)」間で締結された消費動産に関する売買契約に限定しているのである。

もっとも、イタリアにおいても、濫用条項指令の国内法化を民法典の中で実現する手法に対しては、痛烈な批判が投げかけられてきたところではある。すなわち、「民法典のような優れて精巧な体系の中に、異質の物体を接ぎ木して法制定するなど、法制定技術が地に墜ちたものだ」と<sup>71)</sup>。

他方ドイツでは民事的規制に重点が置かれてきたが故に、民法典中に多くの消費者特別法を採り入れることも可能であったといえよう<sup>72)</sup>。もっともこれに対してはイタリアと同様に批判のあるところである<sup>73)</sup>。また、ドイツでは EC 消費動産販売指令が「消費者対事業者」という人的適用範囲を外して民法典(Bürgerliches Gesetzbuch)の中で国内法化された点も特徴的であることは、周知の通りである<sup>74)</sup>。

---

71) U. RUFFORO, in *Clausole “vessatorie” e “abusiva”—Gli artt. 1469-bis ss. c.c. e i contratti col consumatore*, a cura di RUFFORO, Milano, 1997, p. 12.

72) 注68) 参照。

73) 池田・前掲注7) 124頁参照。

74) 今西康人「ドイツにおける売主の瑕疵担保責任の改正問題」法学論集(関西大)51巻2・3号(2001年)169頁以下参照, 潮見佳男「ドイツ債務法の現代化と日本債権法学の

#### 4. 人的適用範囲

以上見てきたような消費者法と呼びうる各法規は、その全てが同じ特性をもつ当事者を予定するものではない。それぞれ個別に独自の当事者を予定している。以下では、各法規毎に見ていくことにする。

##### 〔製造物責任〕

これについては、「製造者 (produttore)」又は「提供者 (fornitore)」が製品の欠陥から生じた損害に対して責任を負うことを規定するものであり、損害を被った者の人的適用範囲を限定していない<sup>75)</sup>。

##### 〔一般的情報提供〕

ここでは、「消費者に宛てられ国内で販売される製品及び製品パッケージ」における情報提供が対象とされる<sup>76)</sup>。もっとも、消費者については具体的に定義されていない。また、情報提供をなすべき主体については言及されていない。

##### 〔訪問販売等〕

これについては、「商事行為者 (operatore commerciale) と消費者」との間の契約が対象とされる<sup>77)</sup>。消費者とは、「本命令により規律される契約又は契約申込みに関連して、自己の職業活動とは異なると見なされ得る目的のために行為する自然人」、また、商事行為者とは、「本命令により規律される契約又は契約申込みに関連して、自己の商業活動又は職業活動の範囲内で行為する自然人又は法人、さらに、商事行為者の名において又はその計算で行為する人」と定義される<sup>78)</sup>。

---

課題(1・2完) 民商124巻3号309頁以下、4・5号623頁以下(以上2001年)、岡孝「目的物の瑕疵についての売主の責任」同編『契約法における現代化の課題』(法政大学出版局、2002年)103頁以下等参照。

75) Art. 1 e 4 del D. R. 24 maggio 1988, n. 224.

76) Art. 1 commal della L. 10 aprile 1991, n. 126.

77) Art. 1 commal del D.L.vo 15 gennaio 1992, n. 50.

78) Art. 2 del D.L.vo 15 gennaio 1992, n. 50.

## 【 廣 告 】

ここでは、まず第1条において「本命令は、販売活動、産業活動、職人的活動又は職業活動を実行する主体、消費者、そして一般的に、広告メッセージの利用における公衆の利益を守るという目的、さらには、比較広告の正当性の条件を設定するという目的をもつ」と規定し<sup>79)</sup>、保護の対象を広く捉え、消費者に限定していない。ただ、「消費者の健康と安全を危険にさらす可能性のある製品」に関しては特別に言及しており、「慎重さと警戒についての通常の方針を怠るよう消費者をし向ける仕方ですそれについての情報を省略する広告は欺罔的と見なす」のみである<sup>80)</sup>。もっとも、「消費者」の意味内容については言及していなかった。また、広告をなす主体については限定していない。

## 【 消 費 信 用 】

これについては、「消費者」のための支払い猶予の方式での信用、融資、その他類似の融資便宜の認容が対象とされる。そこにおいて消費者とは、「場合によっては展開される事業活動又は職業活動とは異なる目的のために行為する自然人」と定義され、その相手方は、「商業活動又は職業活動の実施において、支払い猶予の方式での信用、融資、その他類似の融資便宜の認容」をなす者であることが見て取れる<sup>81)</sup>。

## 【 パ ッ ク 旅 行 】

ここでは、「主催者又は販売者により国内での販売において販売又は申し出られる……パック旅行」が対象とされる<sup>82)</sup>が、消費者とは、「パック旅行の購入者、譲受人……」と定義されるにすぎず<sup>83)</sup>、その相手方も「旅行主催者 (organizzatore di viaggio)」又は「販売者 (venditore)」とさ

---

79) Art. 1 del D. L.vo 25 gennaio 1992, n. 74.

80) Art. 5 del D. L.vo 25 gennaio 1992, n. 74.

81) Art. 121 comma2 del D. L.vo 10 settembre 1993, n. 385.

82) Art. 1 commal del D. L.vo 17 marzo 1995, n. 111.

83) Art. 5 del D. L. vo 17 marzo 1995, n. 111.

れるにすぎない<sup>84)</sup>。

### 〔製品安全〕

これについては、〔製造物責任〕とは異なり、「消費者に向けられた製品」又は「消費者により利用されやすい製品」を対象として<sup>85)</sup>、消費者に対する安全を確保するための、消費者に対する製造者・供給者及び行政の情報提供その他の義務を中心に規定するものである。ここでは、義務を負うべき「製造者」及び「供給者(distributore)」については定義されているが<sup>86)</sup>、「消費者」については定義されていない。

### 〔濫用条項〕

これについては、「消費者と職業人(professionista)との間で締結された契約」における過酷条項(clausole vessatorie)<sup>87)</sup>を無効とすることを中心に規定がおかれている<sup>88)</sup>。ここでは明確に「消費者」及び「職業人」の定義が規定される。すなわち、消費者とは、「場合によっては展開される事業活動又は職業活動とは異なる目的で行為する自然人」として、職業人とは、「自己の事業活動又は職業活動の範囲内で第1項に規定される契約を利用する自然人又は法人であり、公人・私人を問わない」と定義されるのである<sup>89)</sup>。

ここで定義される「消費者」概念は、〔消費信用〕において定義される「消費者」概念と完全に一致する。

---

84) Art. 3 commal e Art. 4 del D.L.vo 17 marzo 1995, n. 111.

85) Art. 2 lettera a) del D.L.vo 21 maggio 2004, n. 172.

86) Art. 2 lettere e) e f) del D.L.vo 21 maggio 2004, n. 172.

87) EC指令のイタリア語版では、「濫用条項(clausole abusive)」という概念が用いられているが、その国内法化が実行された民法典の条文では、従来からイタリア国内で用いられてきた「過酷条項(clausole vessatorie)」という概念が用いられている。ただ、その実質的な意味内容については違いが意識されているわけではない。

88) Art. 1469-bis commal del c.c. e Art. 1469-quinquies commal del c.c..

89) Art. 1469-bis comma2 del c.c.

### 〔消費者及び利用者の権利，消費者団体訴訟〕

これについては、「消費者及び利用者 (utenti)」を名宛人として<sup>90)</sup>、個人的・集団的な基本的権利について規定し、「消費者及び利用者の団体」が消費者保護のために訴訟適格を有することを規定する。ここでは、「消費者及び利用者」について、「場合によっては展開される事業活動又は職業活動とは関連しない目的で物品又はサービスを購入又は利用する自然人」と明確に定義されている<sup>91)</sup>。

### 〔不動産一時使用権取得契約〕

ここでは、「取得者 (acquirente)」及び「販売者 (venditore)」について定義されることにより人的適用範囲が限定されている。すなわち、取得者とは、「この者のために契約目的たる権利が設定され、移転され、又は設定や移転の約束がされるものの、自己の職業活動の範囲内で行為していない自然人」として、販売者とは、「自己の職業活動の範囲内で、契約目的たる権利を設定、移転、又は設定や移転の約束をする自然人又は法人」として定義されるのである<sup>92)</sup>。この定義においては「消費者」という言葉は用いられていないが<sup>93)</sup>、内容としては、それまでに制定されてきた消費者保護法における消費者の定義内容との共通性が見られる。

### 〔遠隔契約〕

これについては、「消費者」と「提供者 (fornitore)」との間で締結され

---

90) 「利用者 (utenti)」を名宛人に含める手法はイタリアに固有のものではない。スペインでは、一般的消費者保護法である「消費者及び利用者保護のための一般法、1984年7月19日法律第26号 (Ley 26/1984, de 19 de julio, General para la defensa de los consumidores y usuarios)」をはじめとして、保護の対象は「消費者及び利用者 (consumidores y usuarios)」とされており、イタリアもこれに倣ったと考えられる。スペインでは、「消費者及び利用者」の概念は EU/EC 法よりも広く法上定義されており、同法第1条第2項も自然人のみでなく法人も含む概念として定義する (“...son consumidores o usuarios las personas físicas o jurídicas que...”)。

91) Art. 2 del L. 30 luglio 1998, n. 281.

92) Art. 1 comma 1 del D.L.vo 9 novembre 1998, n. 427.

93) この点については、やはり「不動産」が契約の対象となっているため「消費」という概念を用いるのが適切ではないという配慮に基づくものと思われる。

る契約が規律対象とされ、消費者とは、「(遠隔)契約との関連において、場合によっては展開される職業活動とは関連しない目的で行為する自然人」として、提供者とは、「遠隔契約において、自己の職業活動の範囲内で行為する自然人又は法人」として定義される<sup>94)</sup>。

#### 〔価格表示〕

ここでは、「消費者への情報提供を改善し、かつ、価格の比較を容易にするために、商人 (commerciantе) から消費者に提供された製造物は、……記載をしている必要がある」と規定され<sup>95)</sup>、「商人から消費者へ」提供された製造物への記載が問題とされる。そして消費者とは、「自己の商業活動又は職業活動の範囲に含まれない目的に向けて製品を購入する自然人」と定義される<sup>96)</sup>。商人とは、「自己の商業活動又は職業活動の範囲に含まれる製品を販売する又は流通に置く自然人又は法人」と定義される<sup>97)</sup>。

#### 〔消費動産売買・保証〕

これについては、「消費動産に関する売買契約及び保証」が規律対象とされるが、売買契約については、「消費者」と「販売者」との間で締結された契約が中心的な規律対象となっている。そこにおいて消費者とは、「(売買)契約において、場合によっては展開される事業活動又は職業活動とは異なる目的で行為する自然人」として定義され、販売者とは、「自己の事業活動又は職業活動の実施において(売買)契約を利用する自然人又は法人であり、私人・公人を問わない」として定義される<sup>98)</sup>。ここで定義される「消費者」概念は、〔消費信用〕及び〔濫用条項〕において定義される「消費者」概念と完全に一致する。

#### 〔電子商取引〕

ここでは、「サービスプロバイダ (prestatore)」により「サービスの受

94) Art. 1 comma 1 del D.L.vo 22 maggio 1999, n. 185.

95) Art. 2 comma 1 del D.L.vo 25 febbraio 2000, n. 84.

96) Art. 1 lettera h) del D.L.vo 25 febbraio 2000, n. 84.

97) Art. 1 lettera g) del D.L.vo 25 febbraio 2000, n. 84.

98) Art. 1519-bis del c.c.

け手 ( destinatario del servizio )」に対して提供される「情報社会サービス」が規律対象とされる。サービスプロバイダとは、「情報社会サービスを提供する自然人又は法人」として、サービスの受け手とは、「職業上又はそれ以外の目的で情報社会サービスを利用する、特に情報を探し又は情報にアクセス可能にするために利用する自然人又は法人」として定義される。また、「消費者」についても定義されており、「場合によっては展開される商業活動、事業活動、又は職業活動とは関連しない目的で行為する自然人」と規定されている<sup>99)</sup>。もっとも、サービスの受け手として予定されているのはその定義が示すように、消費者に限定されるものではない。

以上のように、各法規毎に人的適用範囲が異なるのは、各法規が別個の原因に基づき、別個に成立してきたことに起因することは明らかである。また、その成立要因となった EU/EC 指令自体が人的適用範囲を完全に一致させていないこととの関連性も考えられるが、国内法の人的適用範囲、特に消費者定義は、EU/EC 指令と完全に一致していないのである(ただ、<sup>100)</sup>とにおいて一致している)。指令では同じ表現が用いられているにもかかわらず、国内法では異なる表現が用いられていたりする(例えば、と、と)し、指令で同じ表現が用いられている分野(、)と、国内法で同じ表現が用いられている分野(、)も、完全には一致しない<sup>101)</sup>。しかし、規律対象によっては人的適用範囲を同

99) Art. 2 comma 1 del D.L.vo 9 aprile 2003, n. 70.

100) もっとも、にかかわっては EC 訪問販売指令における消費者定義中の「目的」のイタリア語として「un uso」があげられているが、後の EC 指令では「scopi」( )あるいは「fini」( )があげられている(注101)であげている指令諸規定を参照)。英語版では全て「purposes」とされていることから実質的な違いは存在しないであろう。なお、国内法においては全て「scopi」があげられておりこの点で違いは存在しない。

101) 消費者概念を定義する各指令の規定、すなわち、については Art. 2 della Direttiva 85/577/CEE、については Art. 1 comma 1 lettera a) della Direttiva 87/102/CEE、については Art. 2 lettera b) della Direttiva 93/13/CEE、については Art. 2 della Direttiva 94/47/CE、については Art. 2 numero 2) della Direttiva 97/7/CE、については Art. 2 lettera e) della Direttiva 98/6/CE、については Art. 1 comma 2 lettera a) della

一化すべき要請も存在するであろうし、実際、〔消費信用〕、〔濫用条項〕、〔消費動産売買・保証〕においては消費者概念は一致していた。では、このような状況は、消費法典の成立により変化したのか、後に見ていく(2参照)。

## 5. EU/EC 指令内容との異同

既に見てきたように、イタリア消費者法はそのほとんどが EU/EC 指令を国内法化することによって形成されてきたといえる。また、指令を国内法化した法規については、総じて指令の内容を忠実に再現したものとなっている。

もっとも、たびたび EC 委員会から EU/EC 指令の国内法への転換義務の不完全履行を理由として訴追されてはいる。例えば、EC 濫用条項指令の国内法化義務の不履行について、EC 委員会はイタリア政府に対して異議を唱え、最終的には EC 裁判所が2002年1月24日にイタリア共和国敗訴の判決を下した<sup>102)</sup> ことにより決着がついたのであり、前述1 で述べた複数回の法改正も EC 委員会による訴追に対応したものである<sup>103)</sup>。

## ・消費法典の成立

以上のような特徴をもった数多くの法規が「消費法典」<sup>104)</sup> として統合されたわけである。統合に際しては、どのように再整理するのかという方法論的な課題のみならずどのような内容とするのかという実質的な課題にも対応する必要があった。実際、成立した法典は大部分において従来と同様の規律内容を維持しながらも、規律への追加や変更が生じている部分も

---

Direttiva 99/44/CE, については Art. 2 lettera e) della Direttiva 2000/31/CE を参照。

102) G. U. C. E. n. C84 del 6 aprile 2002, p. 9.

103) 詳細については、谷本・前掲注39) 240頁以下参照。

104) 消費法典については、谷本(訳)・前掲注1) 350頁以下で訳出しているのでこれを参照していただければ幸いである。

ある。そのような追加や変更については、一面では、本法典の起草稿拠である2003年法律第229号第7条(前述「はじめに」参照)を実行するという目的遂行の結果といえるし、他面では、この法典編纂の機に従来の規定内容を再考し改正するという意志を実現した結果でもある。以下では、消費法典の起草においてどのような点が考慮されたのかを見た上で、具体的な内容につき追加や変更留意しながら概観し、いくつかの個別問題についても検討していく<sup>105)</sup>。

### 1. 起草にあたって

前述2003年法律第229号第7条は、消費者保護に関する現行規定を再整理するために、一つ又は複数の立法命令を講ずるよう政府に対して委任していた。その委任の実施において生産活動省は、ローマ大学教授グイド・アルパ(Guido Alpa)により統括され消費者法に関する専門家により構成される研究委員会<sup>106)</sup>による協力を利用したし、その作業の成果を受け入れたのである。また、起草にあたっては、多くの団体の意見が考慮された。すなわち、統一会議、国務院からは規範行為に関する諮問部局、下院の生産・商業・旅行活動第十常任委員会、上院の産業・商業・旅行第十常任委員会からの意見が広く受け入れられたのである<sup>107)</sup>。このことは、本法典すなわち2005年立法命令第206号が公布される際の前文中にも言及されている<sup>108)</sup>。

本法典の起草にあたっては、他のEU諸国の消費者法編纂作業を参考としたことは明らかである。とはいえ、イタリアにおいて現存する多くの消費者保護法規を単一法典の中でどのように体系化するのかという方法論は問題となった。特に検討されたのは二つの対照的な選択肢である。一つは、

105) 以下では、消費法典の各条文について「第」を付さずに「条」として記す。

106) この委員会は、2002年12月23日の省令でもって設立させられたものである。

107) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 1.

108) すなわち、従来の消費者保護に関わる多くの個別法規と並んで、本文中に挙げた多くの組織の意見を探り入れたことが記されている。

1998年法律第281号第1条第2項<sup>109)</sup>に示されている基本的権利の一覧に対応することによって、再整理するという方法である。しかし、この方法は実現は難しいとされた。例えばそのa)に挙げられている「健康についての権利」をとってみても、憲法上全ての市民に保障されているものであり、それと比べて消費者をより保護する特別な理由を見いだすことは困難であるとされたからである。他方、もう一つは、論理的筋道及び時間的経過に従って法規を再編成するという方法である。すなわち、消費行動を経済の流れに即して法的に規律するという方法である。本法典においては、この後者の方法が採用された<sup>110)</sup>。

## 2. 内容の概観

消費法典は、「第一部一般規定」、「第二部教育・情報提供・広告」、「第三部消費関係」、「第四部安全と品質」、「第五部消費者団体及び司法へのアクセス」、「第六部最終規定」の計六部からなり、計146条から構成される。また、二つの添付書が付されている。以下では、各部毎に規定内容を概観しながら、従来の～の法規がどのように本法典の中に組み込まれ再整理されたのか、さらにいかなる規定が追加され、また、従来の法規がどのように変更されたのかについても言及していく。

### (1) 第一部「一般規定」(1条～3条)

第一部は、本法典において最も基本的な事項を定める第一章のみからなり、計三条のみを擁する。

まず1条は本法典の目的と対象を定める。ここにおいて、憲法に配慮し、ヨーロッパ共同体規範、さらに国際条約と調和して、高水準の「消費者及び利用者」の保護を保證すべきという目的が宣言されている。これは従来の1998年法律第281号第1条第1項の一部を写したものである。EC設

---

109) 消費法典2条2項に組み入れられた規定である。

110) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 5s.

立条約第153条への言及は、共同体法を消費者保護に関わる全規律の指導原理として受け入れることを意味する<sup>111)</sup>。また、この目的を達成するために、「取得及び消費の過程」に関連する複数規範を調整かつ整理するとされる。「取得及び消費の過程」という表現は、契約締結に直接関わる側面のみでなく、契約の準備段階や契約の結果としての側面、すなわち、情報提供や広告、さらには撤回、保証、救済措置や損害賠償に関わる場面をも含む<sup>112)</sup>。

2条においては、「消費者及び利用者」の権利が挙げられる。これは従来の1998年法律第281号第1条第1項及び第2項の一部に対応する<sup>113)</sup>。

3条においては、本法典中の最も基本的な概念である「消費者もしくは利用者」、「消費者及び利用者の団体」、「職業人」、「製造者」、「製品」などについて定義される。特に、従来複数の法律において規定されていた「消費者」とその相手方である「事業者」及び「製造者」の定義がここで基本的には統一的に規定されることになった点は注目に値しよう(詳細については、後述 2 参照)<sup>114)</sup>。

## (2) 第二部「教育・情報提供・広告」(4条~32条)

第二部は、「消費者教育」、「消費者への情報提供」、「広告及びその他の販売通信」の計三章からなる。ここでは、従来の一〔一般的情報提供〕と一〔価格表示〕とが同じく消費者への情報提供義務を課しているという視点から統合されており、また一〔広告〕についても消極的な側面からの情報提供としてまとめて規定されるに至っている。これは、契約より前の段階でも、消費者に購入しようとする物品を正確に知ることを可能にするも

---

111) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 10.

112) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 10.

113) Art. 1 comma 2 della L. 30 luglio 1998, n. 281.

114) また、「製品 (prodotto)」についても、従来は一〔製造物責任〕と一〔製品安全〕とは異なる定義が置かれていたが、統一される結果となっている(詳細については後述(4)参照)。

のである<sup>115)</sup>。

まず、第一章においては消費者教育の内容と目的が規定される(4条)、従来から、1998年法律第281号第1条第2項において基本的権利の一つとして挙げられており(消費法典では2条2項d)に規定されている)、また、EC 設立条約第153条により「消費者の利益を促進しかつ高度な保護水準を確保するために」明白に言及されていた。しかし、消費者教育に関する具体的な法規は完全に欠如していたのであり、今回の法典編纂により初めて明確に規定されることとなった<sup>116)</sup>。また、「消費者の中でもより傷つきやすい(maggiormente vulnerabili)消費者タイプが、特に考慮される」として、消費者の中でもランク付けを行っている点は興味深い<sup>117)</sup>。

第二章では、まず、一般的な情報提供義務の内容が規定され(5条)、次に個別の情報提供義務として、製品の表示(6条~11条)及び単位価格の表示(13条~16条)につき規定されている。個別義務に違反した場合については、行政罰が予定されている(12条・17条<sup>118)</sup>)。従来の及びの一部に対応する部分である。新たに追加されたのは、EU以外の国が原産国である場合の製品の表示に関する6条c)、さらには、統一会議及び国務院の要求ないしは指示に従い、動力用燃料の売買にも規定が適用可能であることを明確化した15条5項である<sup>119)</sup>。

---

115) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 7.

116) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 7.

117) 同様に消費者を諸タイプに分けて考慮すべきことを定める規定としては、39条及び52条2項がある(後述③参照)。

118) もっとも、17条は1998年3月31日立法命令第114号(D.Lvo 31 marzo 1998, n. 114, "Riforma della disciplina relativa al settore del commercio, a norma dell' articolo 4, comma 4, della legge 15 marzo 1997, n. 59", S. O. n. 80 alla G. U. n. 95 del 24 aprile 1998) 22条3項を引用する。

【参考】1998年3月31日立法命令第114号

第22条[制裁と取消し]

(3) 本命令11条, 14条, 15条及び26条5項の諸規定に違反する者には, 100万リラないし600万リラの行政罰金を科す。

119) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 10.

また第三章では、まず、広告を対象として正当な広告の条件を設定しつつ欺罔的広告及び比較広告からの保護につき規定し（19条～25条）、違反の場合につき、行政的規制（行政罰を含む）・司法的救済・自主規制等、多様な対処方法が予定される（26条・27条）。従来の に対応する部分である。従来との変更点としては、第一に、20条1項d）で宣伝実施者の定義中に「ラジオやテレビの作成の責任者」概念が導入された点、第二に、25条1項において、2004年5月3日法律第112号第10条第3項による禁止が留保されるに至っている点、第三に、26条では従来の 1992年立法法令第74号第7条第14項は承継されていない点である（関連規定を139条に統合したため）<sup>120)</sup>。

さらに、テレビでの販売を対象として命令ならびに禁止を中心に規定され（28条～31条）、違反した場合の行政罰についても規定する（32条<sup>121)</sup>）。従来、テレビでの販売については、2001年7月26日通信保証機構（Autorità per le garanzie nelle comunicazioni = agcom）決定538/01/CSP<sup>122)</sup>及び2002年3月1日法律第39号<sup>123)</sup>第52条により導入された1998年4月30日法律第122号<sup>124)</sup>第3条の2及び2002年5月14日自主規制法典<sup>125)</sup>により規制されてきた。本法典はこれら規制をまとめ、統一的に規

120) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 11.

121) もっとも、遠隔契約あるいは広告に関わる場合にはこれに関する規定が適用される旨を定め、かつ、これらにあたらぬ場合においても、1995年11月14日法律第481号第2条第20項c）及び1997年7月31日法律第249号第1条第31項を引用する。

122) Delibera n. 538/01/CSP, “Regolamento in materia di pubblicità radiotelevisiva e televendite”, G. U. n. 183 dell’ 8 agosto 2001.

123) L. 1° marzo 2002, n. 39, “Disposizioni per l’adempimento di obblighi derivanti dall’ appartenenza dell’ Italia alle Comunità europee—Legge comunitaria 2001”, G. U. n. 72 del 26 marzo 2002.

124) L. 30 aprile 1998, n. 122, “Differimento di termini previsti dalla legge 31 luglio 1997, n. 249, relativi all’Autorità per le garanzie nelle comunicazioni, nonché norme in materia di programmazione e di interruzioni pubblicitarie televisive”, G. U. n. 99 del 30 aprile 1998.

125) Codice di autoregolamentazione dell’14 maggio 2002 in materia di televendite spot di televendita di beni e servizi di astrologia, di cartomanzia ed assimilabili, di servizi relativi ai pronostici concernenti il gioco del lotto, enalotto, superenalotto, totocalcio, totogol, totip, lotterie e giochi similari.

定すると共に、前述の2003年法律第229号第7条c)で言及されている目的に対応して、テレビでの販売に関する消費者保護の強化を目指している<sup>126)</sup>。

### (3) 第三部「消費関係」(33条～101条)

第三部は、「消費者契約一般」、「販売活動の実施」、「契約の方式」、「個別契約に関する規定」、「公共サービスの供給」の計五章からなる。ここでは、契約関係が規定対象となっており、その結果、従来の〔濫用条項〕、〔消費信用〕、〔訪問販売等〕、〔遠隔契約〕、〔不動産一時使用権取得契約〕及び〔パック旅行〕が、統合されるに至っている。

第一章「消費者契約一般」では、消費者契約一般に適用される濫用条項(過酷条項)からの保護が規定される(33条～38条)。従来の民法第1469条の2以下に対応する部分である。つまり、一旦は民法典中に挿入された消費者法が、今度は特別法とへと居場所が移されることとなった。そもそも民法典への挿入という選択が、その当時適切な場所を他に見出すことができなかったという事情に由来していたため、消費法典の成立に伴い民法典中に残す必要性がなくなったとされる<sup>127)</sup>。具体的な内容について見れば、従来民法第1469条の2第1項について指摘されていた表現上の問題、すなわち、EC指令の国内法化にあたって「malgrado la buona fede(信義を無視して)」という表現が選択された問題に関わって、消費法典編纂の機に「in contrasto con la buona fede(信義に反して)」という表現に換えるべきという所見が国務院から出されたが、この所見は採用されず、従来通りの表現が33条に残されている<sup>128)</sup>。ただ、国務院の所見を採り入れて、従来民法第1469条の2以下の規定において用いられてきた「無効」を表す

---

126) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 11.

127) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 8.

128) もっとも、Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 10によれば、従来通りの表現の方がより消費者保護にあつくとされている。従来の表現に対する批判については、谷本・前掲(注39)253頁以下参照。

「inefficacia」という用語が、33条以下においては「nullità」という用語に置き換えられるにいたっている<sup>129)</sup>。

第二章「販売活動の実施」においては、まず総則的規定として39条が、商事活動においては「信義、正確、公正の諸原則」を遵守すべきこと、さらにはそれらは、「諸タイプの消費者(delle categorie di consumatori)」の保護要請基準でもって判断されるべきことを新たに規定する。これは、不公正な商事慣行をテーマとする共同体法の一般原理を導入したものである<sup>130)</sup>。さらに、個別に「販売促進活動」として、消費信用について規定される(40条~44条)。ただし、これは従来ののうち、2000年立法法令第63号第1条及び第2条(40条及び41条)、さらに統一法規集(Testo Unico)第125条第4項及び第5項(42条)のみに対応するにすぎない。大部分の規定については従来通り統一法規集中に残された(43条。後述 1 参照)。

本法典42条は我が国でいう「抗弁接続規定」であるが、本法典の準備段階においては、統一法規集第125条第4項が「提供者の顧客への信用供与につき独占権をその融資者に割り当てる合意があること」を抗弁接続の要件としていることに対して、下院第十委員会や國務院から異論が出され、従来から〔不動産一時使用権取得契約〕に関して定められており本法典77条においても定められているように、「提供者の顧客への信用供与を融資者に割り当てる合意があること」という内容への変更がこの機に採用されようとしていた。しかし、業界団体の反対により変更は実現されることはなく、統一法規集第125条第4項と同じ内容が本法典42条として規定されたのである<sup>131)</sup>。

---

129) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 10. 谷本・前掲注39) 226頁も参照。

130) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 11.

131) M. DONA, *Il codice del consumo—regole e significati*, Torino, 2005, p. 83 [203]. Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 11. においては、「融資者に連帯責任を負担させる理由は、融資者と提供者との間に持続的かつ独占的關係がある場合

第三章「契約の方式」においては、契約締結の方式が特別であるという視点から、従来の〔訪問販売等〕及び、〔遠隔契約〕がここに規定されている。まず、「営業所外で交渉された契約」につき撤回権についての情報提供義務等について規定し(45条～49条)、遠隔契約につき情報提供義務(52条「特に傷つきやすい消費者タイプの保護」要請に基づき、明白かつ理解可能な仕方を要求(2項)、電話勧誘販売において販売目的を明確に伝達しない場合には契約は無効(3項))、情報提供の書面による確認(53条)、契約の実行方法(54条)、ネガティブオプションの禁止(57条)及び電話・電子郵便・オートメーションシステム・ファクスという特定の伝達技術の利用禁止(58条)、テレビでの販売(59条)について規定している(50条～61条)。その上で、両契約に共通する規定として、行政罰(62条)、管轄裁判所(63条)、撤回権(64条～67条)に関する規定を定めている。これによって、従来から両契約において内容的に共通していた撤回権につき統一的に規定されるに至っている。これにより初めに述べた2003年法律第229号第7条b)が実行されるに至っている。

また、「電子商取引」については従来の法規(2003年4月9日立法命令第70号)が適用されるべきことが規定される(68条)(後述2参照)。

従来の規定からの変更点としては、まず、46条1項d)が、従来の「有価証券(valori mobiliari)」という用語を「金融証券(strumenti finanziari)」という用語でもって置き換えている。これは、1998年2月24日立法命令第58号<sup>132)</sup>にあわせたものである<sup>133)</sup>。また、遠隔契約につき〔電子商取引〕への言及が加えられている(52条3項及び5項)。さらに、撤回権を統一的に規定するにあたり重要な変更が生じているが、これについては後述する(1参照)。

---

に生じる」とされる。

132) D.L.vo 24 febbraio 1998, n. 58, “Testo unico delle disposizioni in materia di intermediazione finanziaria, ai sensi degli articoli 8 e 21 della legge 6 febbraio 1996, n. 52”, S.O. n. 52 alla G.U. n. 71 del 26 marzo 1998.

133) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 12.

第四章「個別契約に関する規定」においては、まず、「不動産一時使用権の取得に関する契約」を対象として、情報提供義務、契約の有効要件（書面によらない場合には契約は無効（71条1項））、撤回権（64条～67条も適用（75条1項））、管轄裁判所等について規定され（69条～80条）、違反については行政罰が予定される（81条）。従来の に対応する部分である。また、「旅行サービス（パック旅行）」を対象として、契約の要素、情報提供<sup>134)</sup>、契約条件の変更、撤回権、損害賠償責任、保険、保証基金について規定される（82条～100条）。従来の に対応する部分である。

従来の規定からの変更点としては、69条において「不動産」の定義が変更され、「取得者」の定義も、3条による消費者の一般的定義を受容するために変更されている。また、73条において撤回権の行使期間が、64条のそれと統一するために「10日」から「10労働日」へと拡張されている（後述 1も参照）<sup>135)</sup>。

第五章においては、「公共サービス」について基本原則が規定される（101条）。

#### (4) 第四部「安全と品質」(102条～135条)

第四部は、「製品の安全」、「欠陥製品による損害についての責任」、「消費動産に関する適合性の法的保証及び販売保証」の計三章からなる。

第一章では、「製品の安全」に関わり、製造者及び供給者の義務、多様な方法による行政的規制等を規定し（102条～111条）、禁止違反に対しては、刑罰や行政罰を定める（112条）。従来の に対応している。

従来の規定からの変更点としては、106条に定める調整協議手続きへの参加が、同条1項によりこの件について管轄するその他の行政機関にまで拡張されている。また、同条4項においては、従来の と接続するために、「137条に定める名簿に登録された」という表現が用いられるに至って

---

134) 従来と同様、義務として定められていない。注34)も参照。

135) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 13.

る<sup>136)</sup>。

第二章では、欠陥製品から生じた損害についての、製造者及び供給者の損害賠償責任について、消滅時効及び失権期間も含めて規定される(114条~127条)。従来の に対応する部分である。

第三章では、消費動産の売買について、販売者には「契約に適合した物」を給付する義務があること、適合性が欠如している場合には、修理又は取替えや、減額を求める権利又は解除権が購入者には認められること及びそれらの失権期間等について規定される。さらに約定による保証についても一定のルールを定める(128条~135条)。従来の 民法1519条の2以下に対応する部分である。つまりここにおいても濫用条項に関する規定と同様に、一旦は民法典中に挿入された消費者法が、今度は特別法へと居場所が移されることとなったのであり、その理由も濫用条項に関する規定についてと同じことが当てはまるといえよう<sup>137)</sup>。

このように第四部の中にこれら3つの問題をまとめた理由としては、製品又は売買目的物が当然に備えていなければならない性質として、「安全性」と「適合性」に共通性が見いだされた結果と考えられよう。実際、製品の「欠陥」と適合性の「欠如」には同じイタリア語「difetto」が用いられている。もっとも第三章の諸規定については、従来は民法典第四編「債務」中の第三章「契約各論」中に規定されていたことに鑑みても(前述 1 参照)、契約関係に関する規律として本法典第三部の中で規定する方が適切であったと思われる<sup>138)</sup>。

---

136) 従来の D. Lvo 21 maggio 2004, n. 17 の第 5 条第 4 項は、 L. 30 luglio 1998, n. 281 以前に成立したその前身である D. Lvo 17 marzo 1995, n. 115 の第 5 条第 4 項を無思慮にもそのままコピーしたものにすぎなかったのである。V. Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 14.

137) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 8.

138) G. DE CRISTOFARO, *Le disposizioni «generali» e «finali» del Codice del consumo: profili problematici*, in *Contratto Impresa/Europa*, 2007, p. 49 は、従来の [消費動産売買・保証] が第三部ではなく第四部に組み込まれたことに対して、「間違っており、かつ、理解不可能」と評している。また、ドイツにおいても、契約に関わるテーマが製品の安

(5) 第五部「消費者団体及び司法へのアクセス」(136条～141条)

第五部は、「国民レベルで代表する団体」、「差止訴訟と司法へのアクセス」の計二章からなる。

第一章においては、生産活動省<sup>139)</sup>内に専門の行政機関として「消費者及び利用者全国会議(CNCU)」をおくこと、及び、一定の資格を有する消費者及び利用者団体が、名簿に登録されるべきことが規定される(136条～138条)。

第二章では、消費者及び利用者団体の訴訟適格が「2条に規定される消費者の権利、その他本法典及びその他の法規定<sup>140)</sup>」により予定される消費

---

全性や製造物責任とは切り離して考えられている。すなわち、民法中に統合されたのは契約に関わる規定のみであり、製品安全法及び製造物責任法は未だに特別法として別の場所に存在しているのである(後述3も参照)。

139) 政権交代に基づく2004年12月の省庁再編により「産業・商業・職人省(Ministero dell'industria, del commercio e dell'artigianato)」は「生産活動省(Ministero delle attività produttive)」へと再編されたためである。

140) これら法規定については139条により明示されているが、以下の二つである。すなわち、「テレビ活動の実施に関する加盟各国の特定の法規定、規則規定、行政規定の調整についての1989年10月3日の理事会指令89/552/CEE(Direttiva 89/552/CEE del Consiglio, del 3 ottobre 1989, relativa al coordinamento di determinate disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri concernenti l'esercizio delle attività televisive, G. U. C. E. n. L298 del 17.10.1989, p. 23s.)」を国内法化した「1990年8月6日法律第223号・公的及び私的ラジオテレビシステムの規律(L. 6 agosto 1990, n. 223, "Disciplina del sistema radiotelevisivo pubblico e privato", S. O. alla G. U. n. 185 del 9 agosto 1990.)及び1998年4月30日法律第122号(L. 30 aprile 1998, n. 122, G. U. n. 99 del 30 aprile 1998)」及び、「人間への使用目的での薬品広告に関する1992年3月31日の理事会指令92/28/CEE(Direttiva 92/28/CEE del Consiglio, del 31 marzo 1992, concernente la pubblicità dei medicinali per uso umano, G. U. C. E. n. L113 del 30.4.1992, p. 13s)」を国内法化した「1997年2月18日立法命令第44号(D. L.vo 18 febbraio 1997, n. 44, "Attuazione della direttiva 93/39/CEE", G. U. n. 54 del 6 marzo 1997)により修正された1992年12月30日立法命令第541号(D. L.vo 30 dicembre 1992, n. 541, "Attuazione della direttiva 92/28/CEE concernente la pubblicità dei medicinali per uso umano", G. U. n. 7 del 11 gennaio 1993)及び1999年10月14日法律第362号・衛生に関する緊急規定(L. 14 ottobre 1999, n. 362, "Disposizioni urgenti in materia sanitaria", G. U. n. 247 del 20 ottobre 1999)」である。従来は、L. 30 luglio 1998, n. 281の1条2項の2により、「添付書(allegato)に列挙された数々の消費者保護EU/EC指令及びそれを転換した国内法」により定められた「消費者の集団的利益」が侵害された場合

者の集团的利益等」が侵害される場合に認められるべきこと、訴訟において可能な請求内容(利益侵害行為の差止め・侵害の是正又は排除のための適切な処置の実施・措置広告)、訴訟手続き、裁判外調停手続きについて規定される(139条~141条)。

139条及び140条は従来の に対応する部分であるが、変更されている点もある。

まず、全体構造として従来の 1998年法律第281号第3条が、139条と140条に分解されている。すなわち、消費者及び利用者団体の訴訟適格を限定することを目的とする139条と、そのような団体訴訟を展開する方法を明確化することを目的とする140条に分解されたのである<sup>141)</sup>。

結果的に139条は、従来の 1998年法律第281号3条第1項本文の一部と第1条第2項の2の実質的な内容(1項)、及び第3条第1項の2(2項)を受け継ぐこととなった。

また、140条は、従来の 1998年法律第281号の3条を大部分そのまま受け継ぐものであるが、変更されている点もいくつかある。まず消費者及び利用者団体による差止請求についてその管轄につき、従来は「管轄裁判官(giudice competente)」や「法務官(pretore)」という用語が用いられていたが、「地方裁判所(tribunale)」に特定されることとなった。また、提訴前に紛争を調停するための裁判外調停手続(procedura di conciliazione extragiudiziale)が、従来のようにその地を管轄する商業・産業・職人・農業会議所でのみならず、141条に定めるその他の裁判外調停機関でも実行可能であることが規定されるに至った(2項)。さらに、単独調停での仲裁の手續記録の形式的正当性の判断は、地裁に委ねられることが明確化されている(4項)。加えて、従来と異なり、裁判所による措置の不履行

---

に、訴訟適格が認められていたのであるが、その中にこの二つは含まれていた。しかしながら、これら二つの法規定については消費法典の中に取り込まれなかった。したがって、本法典の中ではこのような形で規定することとなったといえよう。

141) DONA, *op. cit.*, p. 198 [596].

と仲裁記録に基づく義務の不履行とを区別し、後者の場合には当事者は地裁へ訴えることができるとされる（7項）。最後に、従来は1998年法律第281号とに含まれる民法典1469条の6（本法典では37条。前述(3)参照）が、それぞれ別個に消費者及び利用者による差止訴訟を認めていたため、双方の関連が議論されていた<sup>142)</sup>。そこで本法典成立を機に、両者の接合が図られるに至った（10項）。

他方141条は、「裁判外調停手続」について新たに規定するものである。この規定は、「消費に関する紛争の裁判外解決のために責任をもつ機関に適用される原則に関する1998年3月30日ヨーロッパ委員会勧告（98/257/CE）」<sup>143)</sup>及び「消費に関する紛争の裁判外解決に関与するところの裁判外機関に適用される原則に関する2001年4月4日ヨーロッパ委員会勧告（2001/310/CE）」<sup>144)</sup>、さらには「消費に関する紛争の裁判外解決のための国家機関相互の共同体ネットワークに関する2000年5月25日EU理事会決議」<sup>145)</sup>に依じたものである。すなわち、これによりはじめに挙げた2003年法律第229号7条d）が実行されるに至っている<sup>146)</sup>。

## （6）第六部「最終規定」（142条～146条）

第六部の規定は、まず、143条において本法典の強行法規性を定める。これは従来から複数の法規範により定められていたが、これを統一的に規定したものである。144条は、本法典が将来修正される場合のために、そ

---

142) 議論内容については、谷本・前掲注39) 239頁参照。

143) Raccomandazione 98/257/CE della Commissione, del 30 marzo 1998, riguardante i principi applicabili agli organi responsabili per la risoluzione extragiudiziarie delle controversie in materia di consumo, COM (1998) 198 def.-G. U. C. E. n. L115 del 17.4.1998.

144) Raccomandazione 2001/310/CE della Commissione, del 4 aprile 2001, concernente i principi applicabili agli organi extragiudiziali che partecipano alla risoluzione extragiudiziale delle controversie in materia di consumo, COM (2001) 161-G. U. C. E. n. L109 del 19.4.2001.

145) Risoluzione del Consiglio dell'Unione europea del 25 maggio 2000 relativa ad una rete comunitaria di organi nazionali per la risoluzione extragiudiziale delle controversie in materia di consumo, G. U. C. E. n. C155 del 6.6.2000, p. 1s.

146) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 15.



ている。

### 3. 全体構造

成立したイタリア消費法典の全体構造を一言で言えば、前述したように消費過程の各段階の順序に従って規定されているということである。そこでは、契約上の関係のみでなく、契約前、契約外の関係も規定されている。すなわち、まずは、消費者教育、消費者への情報提供、さらには商業広告について規律することにより、関係を設定する前の段階に介入しており、次に、物品やサービスの循環にかかわる関係の締結につき規律し、続いて、提供される物品やサービスの安全性や品質に関する規定を整え、最後に、司法へのアクセスに関わる規定を準備するのである<sup>149)</sup>。

また、規定内容としては、従来の多様な法規範を受け継いでいることもあり当然ながら、民事効果についての規定、特定行為の命令や禁止についての規定、違反の場合における行政処分、行政罰及び刑事罰についての規定、手続規定、諸機関相互の管轄についての規定など、非常に多彩なものとなっている。

ドイツと比較すれば、同じく消費者保護を目的とした EC 指令の転換法である「製造物責任法」<sup>150)</sup>、「器械及び製品安全法」<sup>151)</sup>、「価格表示命令」<sup>152)</sup>、さらには EC 指令の転換法ではないが従来から消費者法と目されていた「通信教育受講者保護法」<sup>153)</sup>は民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch) の中に取り込まれることはなかった。もちろん、「器械及び製品安全法」

---

149) Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 5S.

150) Gesetz über die Haftung für fehlerhafte Produkte (Produkthaftungsgesetz-ProdHaftG) vom 15. Dezember 1989, BGBl. I S. 2198 (最終改正は、Artikel 9 Absatz 3 des Gesetzes vom 19. Juli 2002, BGBl. I S. 2674 による).

151) Gesetz über technische Arbeitsmittel und Verbraucherprodukte (Geräte- und Produktsicherheitsgesetz-GPSG) vom 6. Januar 2004, BGBl. I S. 219.

152) Preisangabenverordnung vom 18. Oktober 2002, BGBl. I S.4197.

153) Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht (Fernunterrichtsschutzgesetz-Fern-USG) vom 4. Dezember 2000, BGBl. I S. 1670.

及び「価格表示命令」は民事効果を全く予定しないものであることが理由となろう。しかし民事効果を予定する「製造物責任法」及び「通信教育受講者保護法」も取り込まれなかったことからすれば、契約に関するテーマを扱い、民事効果のみを予定し、かつ元々保護対象を「消費者」に限定していた法規範のみが民法典中に取り入れられたと考えざるを得ない。

## ・ 規定の整理と統合

「はじめに」で述べたように、今回の消費法典の成立は「2001年簡素化法第7条」に基づくものであり、同規定によれば、消費者保護に関する数多くの法規範を再点検し、個別分野における個別規定の共通部分を再整理して、法規範の簡素化を図ることが要請されている。結果として、本法典においては、特に、撤回権と人的適用範囲に関して、規律の統合並びに整理の方向性が表れている。そこで以下では、これらについて見ていきたい。

### 1. 撤回権

前述の2001年簡素化法第7条b)においては、「契約の多様な類型における消費者の撤回権に関する手続きの均質化を図ること」が目的として掲げられていた<sup>154)</sup>。この目的は、第三部第三章第一節で実現されている。すなわち、第一項「営業所以外で交渉された契約」並びに第二項「遠隔契約」という特別な契約方法による場合には、特に撤回権に関して第四項で統一的に規定されるに至っている。

これらの契約については、従来 及び という別個の法規により規律され、無条件での撤回権が認められていたことは既に述べたとおりである。しかしながら、その法規の成立時期を見れば4年の開きがあり、いわんや

---

154) 興味深いことに、ドイツでも同様の現象が見られる。詳細については、後述注164)参照。

その成立の根拠となっている EC 指令については12年もの開きがあるため、その規定内容について整理・調整が図られたといえよう。最も重要な点は、撤回期間について特定時点から「10労働日」と統一された点である。すなわち、従来「営業所以外で締結された契約」については特定時点から「7日」と規定されていたが<sup>155)</sup>、これは、EC 指令に基づいたものである<sup>156)</sup>。これに対して、「遠隔契約」については元々特定時点から「10労働日 (dieci giorni lavorativi)」と規定されていたが<sup>157)</sup>、これは EC 指令において「労働日」が撤回期間を定める基準として採用されたからである。もっとも、EC 指令では「7労働日」とより短い期間となっていた<sup>158)</sup>。

また、第四章第一節「不動産一時使用権の取得に関する契約」においても無条件の撤回権に関して規定されているが、第三章では「契約方法」が問題とされているのに対して、第四章では「個別契約」の内容そのものが問題とされているという点で、区別して規定する必要性が存在したといえよう。とはいえ、撤回期間については本法典成立前は特定時点より「10日」と規定されていた<sup>159)</sup> (EC 指令と同様<sup>160)</sup>) が、「10労働日」と全体的な統一化が図られている。

この点ドイツでは、民法第485条により「一時的居住権契約」、民法第495条により「消費者消費貸借契約」、民法第312条により「訪問取引」、民法第312d条により「通信取引契約」において、撤回権が認容されており、その撤回権の具体的な内容については民法第355条において共通部分につ

155) Art. 6 commal del D.L.vo 15 gennaio 1992, n. 50.

156) Art. 5 commal della direttiva 85/577/CEE.

157) Art. 5 commal del D.L.vo 22 maggio 1999, n. 185.

158) Art. 6 commal della direttiva 97/7/CE. 同指令においては、より高水準の消費者保護を国内法により実行することが認められていたため(第14条)、イタリアで本文のような立法が実現されたのである。

159) Art. 5 commal del D.L.vo 9 novembre 1998, n. 427.

160) Art. 5 della direttiva 94/47/EC. もっとも EC 指令では「10民間日 (dieci giorni civili)」という表現が用いられており、10日目が休日の場合には、次の平日まで延期される旨が規定されている。

き統一的に規定されるに至っている。イタリア法との比較において興味深い二つの点について若干概観しておきたい。

第一に、いわゆる EC 消費者信用指令は撤回権の認容を加盟各国に義務づけるものではなく、したがって、イタリアにおいては「消費信用」に関して撤回権は認容されていない。これに対してドイツにおいては、前記 EC 指令を国内法化するにあたって1990年に「消費者信用法 (Verbraucherkreditgesetz)」が成立し、これは撤回権を認容する内容となっている<sup>161)</sup>。同法も現在は、後述する「債務法の現代化に関する法律」により廃止され、その規定内容は民法典中に採り入れられ、その結果民法第495条において消費者消費貸借における撤回権が規定されるにいたっている。

第二に、ドイツでの上述のような撤回権統一化の方向性は、2000年6月30日に施行された「通信取引及び消費者法のその他の問題並びにユーロ規定の国内法化に関する法律」<sup>162)</sup> (同法により通信取引指令の転換法たる「通信販売法 (Fernabsatzgesetz)」も制定されている) において既に見られ、今のような規定となったのは、2002年1月1日に施行された「債務法の現代化に関する法律」<sup>163)</sup> により民法典中に主たる消費者法規が取り込まれることによってである。その内容としては撤回期間につき、(個別法においては訪問取引及び消費者消費貸借契約については「7日」、一時的居住権契約については「10日」であったが) 統一的に「2週間」(民法第355条) と定められるに至っている<sup>164)</sup>。イタリアでは「10労働日」、

---

161) 同法内容及び EC 指令のドイツ国内法への転換時の状況については、泉圭子「ドイツ消費者信用法 (1990年) について (1) ~ (3・完)」民商107巻4・5号329頁以下、108巻1号25頁以下、108巻2号80頁以下 (1993年) 参照。

162) Gesetz über Fernabsatzverträge und andere Fragen des Verbraucherrechts sowie zur Umstellung von Vorschriften auf Euro vom 27. Juni 2000, BGBl. I S. 897.

163) Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts vom 26. November 2001, BGBl. I S. 3138.

164) ドイツでは、撤回権統一化の契機となったのは、通信取引指令の国内法化の議論においてであった。そのため、当初は「通信販売法」の制定のみに関心が注がれており、撤回期間も EC 指令に合わせて「7労働日」とするとの案が提出されていた (谷本圭子「EU 通信取引指令とドイツでの対応」鹿野菜穂子 = 谷本圭子編『国境を越える消費者法』(日

ドイツでは「2週間」であるが、労働日を期間の前提とする場合、日を前提とする場合と比べて撤回権は約50%長くなることを意味するとされる<sup>165)</sup>ことを考慮すれば、ほぼ同期間の撤回権が両国において統一的に認められていると評価することができよう。

## 2. 人的適用範囲

本法典は第一部「一般規定」3条において、本法典における共通概念を予め定義している。そこにおいては、「消費者もしくは利用者」も、その相手方として現れるであろう「職業人」及び「製造者」も定義されている。このような定義は、従来<sup>165)</sup>の法状況における人的適用範囲にどのような変化をもたらすのであろうか。以下では、消費者<sup>(A)</sup>とその相手方<sup>(B)</sup>に区別して、検討していく。なお、消費者の相手方については、本法典の規定内容が示すように、契約相手として現れる場合もあれば、責任追及の相手方や消費者へ様々な働きかけ（広告や情報提供等）を行う主体として現れる場合もあり、その地位が多様であることを付言しておく。

### A. 消費者

#### (1) 原則としての「消費者もしくは利用者」定義

##### 1) はじめに

本法典は、従来多様な個別法において、個別に定義されていた「消費者（もしくは利用者）」の統一的な概念を定義するに至っている。すなわち、3条においてはいくつかの基本的な概念について定義されているが、そのa)において、「消費者もしくは利用者とは、場合によっては展開される事業活動又は職業活動とは異なる目的で行為する自然人」と、定義されて

---

本評論社、2000年）108頁以下参照）。しかし、撤回権を統一化するため、撤回権を定める諸法律の中で、最も長い2週間の撤回期間を定める「通信教育受講者保護法（前掲（注145）参照）」に期間を合わせたのである（Vgl. BT-Drucks. 14/2658, S. 47）。

165) H.-W. Micklitz/N. Reich (Micklitz), Die Fernabsatzrichtlinie im deutschen Recht (1998), S. 57.

いる。

従来、消費者(もしくは利用者)の概念については、個々の分野ごとに定義されており、実際にその意味内容は完全に一致することはなかった。さらに、分野によっては、定義されることなく消費者という言葉が用いられる場合もあったし、人的適用範囲として消費者という言葉さえ用いられない場合もあった。

以上のことに鑑みれば、人的適用範囲という点において、従来の法状況に変更がもたらされているといえよう。以下では、まず、どのような変更が生じているのかについて明らかにしていきたいと思う。

もっとも、本法典3条における消費者定義は、従来の〔消費信用〕、〔濫用条項〕、〔消費動産売買・保証〕における定義と完全に一致している。従って、この3つの分野においては変更は生じていない<sup>166)</sup>。

ドイツにおいても、従来は個別法すなわち、「訪問販売撤回法」、「消費者信用法」、「一時的居住権法」、「約款規制法」、「通信販売法」において別個に定義されていた「消費者(Verbraucher)」概念(一部では消費者という言葉も用いられていなかった)が統一的に規定されている。すなわち、民法第13条において、「事業活動又は職業活動に帰せられない目的で法律行為を締結する自然人」と定義されている。このような「消費者」を契約当事者として、「訪問販売」、「消費者信用」、「一時的居住権契約」、「約款

---

166) もっとも、まず第一に「消費信用」については、中心的規定に関わっては従来の個別法である「銀行及び信用に関する統一法規集( Testo Unico delle leggi in materia bancaria e creditizia)」が存続する(43条参照)ことは既に述べたとおりであり、したがって、そこに定める消費者定義(消費法典3条とほぼ同じ消費者定義)が妥当し続けることになる。また第二に「消費動産売買・保証」については、128条2項が従来と全く同じ消費者定義を規定する。

【参考】 銀行及び信用に関する統一法規集

121条 [概念]

1. 消費信用とは、事業活動又は職業活動以外の目的で行為する自然人(消費者)のために、商業活動又は職業活動の実施において、支払い猶予の方式での信用、融資、その他類似の融資便宜を認容することを意味する。

規制」,「通信販売」が民法典中で規律されているのである。

## 2) 消費者定義の変更

〔訪問販売〕,〔消費者及び利用者の権利・消費者団体訴訟〕,〔不動産一時使用権取得契約〕,〔遠隔契約〕,〔価格表示〕の各分野においては,従来の「消費者」定義に変更が生じていることは明らかである<sup>167)</sup>。

この変更は実質的に重要な変更となるか,それとも形式的な変更に限まるかについては,検討を要するであろう。

## 3) 消費者定義の導入

従来の〔一般的情報提供〕,〔広告〕,〔製品安全〕の各分野については,「消費者」という言葉は用いながらも,その概念については何ら定義されていなかった。したがって,今回の法典制定により,定義付けがなされることとなったのである。もっとも,の領域については,「消費者」の言葉が使われていても3条a)の定義よりも広く包括的な意味をもつ「自然人全て」として,つまり5条1項の定義(後述(2)2)参照)と同類のものとして,理解すべきとの可能性が示されている。すなわち,3条a)の定義に従えば,「製品の一般的な安全性に関する指令2001/95/CE」と矛盾することとなるからである<sup>168)</sup>。

## 4) その他の概念統合による変更?

従来の〔製造物責任〕及び〔製品安全〕,双方の分野における中心的な概念である「製品」については,従来は別個に定義されるにすぎなかった。本法典においては,従来において定義されていた概念が一般的概念として採用されることとなった(3条e))。そのため,についても

---

167) 「不動産一時使用権取得契約」については,従来は「取得者」という概念のみ用いられていたにすぎなかったことは既に述べた通りであるが(前述 4参照),本法典においては,「取得者とは,この者のために契約目的たる権利が設定,移転,又は設定や移転の約束がなされるところの,消費者である」(69条1項b)と定義されており,「消費者」概念が用いられるに至っている。

168) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 49.

「消費者」との関連性が生ずるに至り、よって、規定の適用範囲が狭く  
なっているように一瞬思われる。

しかしながら、この3条e)は「115条1項において定められるものは  
別として」という留保を伴い、そのため については115条1項により異  
なる「製品」定義がおかれている。こちらの定義の方が広く包括的で明確  
であることに鑑みれば、115条1項の「製品」定義こそが第二部、第三部、  
第四部で定められている「製品」の内容として理解する方が適切であるよ  
うに思われよう。したがって、3条e)における一般的な「製品」概念の  
有用性は疑わしいといえよう<sup>169)</sup>。

(2) 例外としての「消費者及び利用者」定義 一部「消費者法」ではない?

1) はじめに

原則的な定義を整理・統合しながらも、本法典は、他方において、特定  
の分野についてはその定義に修正を加えている<sup>170)</sup>。その結果として、従  
来の法状況との関係では、どのような変更が生じているのかにつき、以下で  
検討していく。

2) 第二部第二章「消費者への情報提供」

まず、従来の〔一般的情報提供〕及び〔価格表示〕を含めて規定す  
る第二部第二章「消費者への情報提供」では、その人的適用範囲について、  
「本章の目的において消費者又は利用者とは、商業上の情報が向けられる  
自然人も意味する」(5条1項)と規定されている。すなわち、従来消費  
者について明確な定義を置いていなかった に明確かつ広い意味での定義  
がもたらされ、また、 に関しては、従来よりも明確に人的適用範囲が広  
げられる結果となっている<sup>171)</sup>。

---

169) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 51s. においても、イタリアの立法者の認識不足が批判さ  
れている。

170) V. DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 48ss.

171) 従来 に関して消費者概念は、国内法と EC 指令とで完全に一致していたが、消費法典  
の規定により消費者概念は EC 指令よりも広いものとなっている。もっとも、このような  
措置は指令 98/6/CE 第10条が許容するものである。

すなわち、第二部第二章第一節「総則」である5条が規定するように、「製品やサービスの安全性、構成及び質は、情報提供債務の本質的内容を形成する」(2項)し、「消費者(筆者注=上述のように広い意味での消費者概念)への情報提供は、誰によるものであっても用いられる伝達技術に適合し、かつ、契約締結の態様やその分野の特性をも考慮に入れて、消費者の自覚を確実にするほど明白かつ理解可能な仕方であらねばならない」(3項)ことは、原則的な意味での「消費者及び利用者」に対してのみでなく、より広い範囲でより一般的に妥当する義務であることが、明示されていると言えよう。さらに、第二節「製品の表示」や第三節第一項「計測単位についての価格表示」といった基本的な個別事項についての情報提供も、同様に、より一般的に妥当する義務であることが、明示されていると言えよう。

### 3) 第二部第三章「広告及びその他の販売手段」

また、従来の〔広告〕を含めて規定する第二部第三章「広告及びその他の販売手段」では、その人的適用範囲について、「本章の目的においては、消費者又は利用者とは、販売手段が向けられている又はそれについて結果を被る自然人及び法人も、意味する」(18条2項)と規定されている。従来からその目的規定においては、保護の対象は「販売活動、産業活動、職人的活動又は職業活動を実行する主体、消費者、そして一般的に、広告メッセージの利用における公衆」(現19条1項)という広範な層に向けられており、「消費者」の意味内容については言及されていなかった(前述4参照)。したがって実際の取扱においては、従来も一部規定において消費者に関わる問題を扱っていたが(前述4参照)、これを引き継いだ規定(24条)において18条2項の規定が適用されることにより、「消費者法」とは呼べない実質が明確化される結果となっている。

### 4) 第三部第四章第二節「旅行サービス」

原則としての消費者定義に明示的に変更を加えるものではないが、実質的な変更が加えられている分野がある。それは、第三部第四章第二節に規

定されている「旅行サービス」に関してである。すなわち、従来通り「消費者」という言葉は用いながらも、その内容については「パック旅行の消費者とは、パック旅行の購入者、譲受人、又は……」(83条1項c)参照)と規定されるのみであり、3条による原則的な定義の例外的な規定となっているといえよう。したがって、「事業目的との関連」による人的適用範囲の限定はなされていないのである。

5) 第四部第一章「製品安全」及び第三章「欠陥製品による損害の責任」

まず〔製造物責任〕では従来から消費者について言及されておらず、また〔製品安全〕においても(1)3)で前述したように3条a)の定義よりも消費者概念は「自然人全て」と広い可能性がある。さらに、(1)4)で前述したように3条e)による「製品」の概念定義では消費者との関連性が生じているが、そこで用いられている消費者概念も「自然人全て」というものであれば、「消費者法」と呼ぶべきなのか、疑問が生ずるところである。

(3) ま と め

1) 全 体 像

以上に鑑みれば、本法典は実質的に、明確に画定された「消費者」すなわち、3条a)が規定する「事業活動又は職業活動とは異なる目的で行為する自然人」に保護の対象を限定していないことは明白である。ただ、「典型的に」のみ「消費者」が保護の対象として出現することが「多い」「テーマ(問題群)」を扱うにすぎない、ということができよう。

もっとも、契約に関わるテーマ、すなわち、「旅行サービス」を除いた、〔訪問販売等〕、〔消費信用〕、〔濫用条項〕、〔不動産一時使用権取得契約〕、〔遠隔契約〕、〔消費動産売買・保証〕については、3条a)が規定する同一の「消費者」に保護対象を限定しているのである<sup>172)</sup>。

---

172) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 49.

この点に関して他の EU 加盟国たるドイツと比較してみれば、ドイツでは民法典において「消費者」と「事業者」の定義規定が置かれる。すなわち、民法典第13条によれば、消費者とは「事業活動または独立の職業活動に帰せられない目的で法律行為を締結する全ての自然人」として、また同法第14条によれば、事業者とは「法律行為の締結に際して営業活動又は独立の職業活動の実施において行為する自然人、法人又は権利能力を有する人的会社」として定義されている。「消費者契約における濫用条項」、「訪問取引」、「通信取引」、「一時的居住権契約」、「消費者信用契約」といった EU/EC 消費者保護指令の対象となった契約に関わるテーマについては、すべて同じ当事者間の契約つまり「消費者対事業者」間での契約であることが前提とされている。もっとも、旅行契約については従来から民法典の中に規定されており(651条 a ~ m)<sup>173)</sup> 消費者と事業者に人的適用範囲を限定していない。すなわち、結果的に、契約に関わるテーマについては、ほぼ同様の保護対象がドイツでもイタリアでも予定されているということになる<sup>174)</sup> (ただし、その相手方については、後述 B(4)参照)。ただ、EC 消費動産売買指令に関しては、周知のようにドイツでは当事者を消費者対事業者に限定することなく民法典の中で国内法化したため、この点でイタリアとは異なっている。とはいえ、ドイツでも EC 消費動産販売指令の国内法化のために、消費者と事業者間での契約に限定して民法規定を片面的強行規定とするための定めが置かれている(民法第475条)点に注意すべきであろう。

## 2) 議 論

イタリアにおいては従来から「消費者」概念に関わって活発な議論が展

173) Gesetz zur Änderung des Bürgerliches Gesetzbuchs (Reisevertragsgesetz) vom 4. Mai 1979, BGBl. I S. 509.

174) この意味では、DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 52 が、「特に消費者の概念に関して、例えばドイツ民法典13条に含まれる定義と比較しようような、真に一般的な範囲を備えた一つの定義が我々の法秩序の中に存在しているとは、未だ言うことはできない」とするのは、実質的にはあてはまらないということになる。

開されていた。すなわち、既に紹介してきた多くの個別消費者法の中に規定されていた「消費者」概念は、EC/EU 指令を国内法化したものであるが、この「消費者」概念でもって、自由職業人や小規模事業者は保護されるのかということが、保護される「べき」であるのに文言上は難しいとの多数説の下に、議論されてきたのである。この問題は、憲法院においても二度も判じられたことがある<sup>175)</sup>。

それと関わって、今回消費法典3条a)に定義された「一般的」消費者概念については注目されている。

まず、その意味づけについては以下のように言われる。第一に立法者は自然人のみに制限するという選択をし、法人その他の団体を排除したことが強調される。このことは、消費者保護に関わる多くの共同体指令における消費者定義から回避不可能であったとされるし、さらには解釈により団体をも適用対象とする可能性は、消費法典18条2項は「消費者又は利用者」についての特別な定義として「自然人及び法人」と列挙していることから否定される<sup>176)</sup>。第二に立法者は、自己の職業活動又は事業活動に関わる目的のために契約を締結するのであれば、自由職業人や個人事業者であっても、彼らの「弱さ」の程度の大小を考慮することなく、消費者としての資格を否定するという決定をしたことは明白だとされる。この第一及び第二の点から、「消費者」概念を団体や「弱い」個人事業者に拡張する余地はもはやないと思われるとされる<sup>177)</sup>。さらに、「消費者契約」とは性格づけることはできない契約だとしても、消費法典中の諸規定を類推適用できないかという問題、つまり先に挙げた主体が「消費者」であることを

175) Corte Costituzionale, Ordinanza 30 giugno 1999, n. 282, in G. U. n. 27 del 7 luglio 1999, la serie spec.; Corte Costituzionale, Sentenza 20 novembre 2002, n. 469, in G. U. n. 47 del 27 novembre 2002, la serie spec.

176) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 53 は、このような立法者の態度を評して、「イタリアの立法者の厳格かつ意識的な一つの選択の結果であり、共同体モデルの『不注意な』無抵抗かつ無批判な一つの同意の結果ではない」とする。一種の皮肉ともとれよう。

177) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 53ss.; E. MINERVINI, *Dei contratti del consumatore in generale*, Torino, 2006, p. 39.

主張するのではなく、消費者ではないが消費者のために準備されたと同じ保護基準の恩恵を与えるにふさわしい主体であるとの理由から、消費法典の諸規定の適用を主張することができるかという問題が残されるとされる。しかし、この問題についても、民法典中に定められていた諸規定を民法典から取り出し、「分野法典（codice di settore）」の中に納めたことによって、類推適用はますます困難になっているとされる<sup>178)</sup>。

また、その内容に対する実質的な評価としては辛口なものとなっている。すなわち、従来から EC/EU 指令を受け継いだ「消費者」概念をめぐっては、多くの問題点が指摘されていたにもかかわらず、これらの疑問を解決することなく「古典的」な消費者定義を本質的に変えずにおいた立法者の決定は非難に値するとされる<sup>179)</sup>。疑問というのは、1．自らが自由職業人あるいは個人事業者であることを外部に表示することなく、その目的が職業活動に関わることが相手方に明らかにされずに、職業活動に関わる目的のために法律行為を締結する自然人は、消費者と見なされるべきか、また逆に、2．自らが自由職業人あるいは個人事業者であると外部に表示しているが、その目的が職業活動とは関係ないことが相手方に知られることなく、私的な目的のために法律行為を締結する自然人は、消費者と見なされるべきか、3．従属的労働者が自己の労働活動と関係する目的で職業人と結ぶ契約は、消費者契約か、4．消費法典から排除されているのは、自由職業人又は個人事業者が展開している活動内容に直接的に付随している目的のために締結される契約のみか、それとも、単に補助となる付随的な目的のためにあるいは間接的にしか役立たない目的のために締結される契約も含むのか、5．「私的な」目的のためにも「職業上の」目的のためにも行為すると相手に表示して契約を結ぶ自由職業人や個人事業者は、消費者とされるべきか、6．契約締結時より後に事業活動又は職業活動を開始

178) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 54s.; G. DE NOVA, *La disciplina della vendita dei beni di consumo nel «Codice» del consumo*, in *Contratti*, 2006, p. 391s.

179) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 55.

するために必要な契約を結ぶ自然人は、消費者とされるべきか、等である<sup>180)</sup>。これらの疑問の解決は、依然として学説及び司法に付託されたまま残されているとされる。

## B. 相手方

### (1) はじめに 「職業人」及び「製造者」の定義

消費者の相手方については、3条において、「職業人 (professionista)」と「製造者 (produttore)」についての定義をおいている。すなわち同条 c) において「職業人」とは、「自己の事業活動又は職業活動の実施において行為する自然人又は法人、あるいはその仲介者」として、同条 d) において「製造者」とは、「103条 1 項 d) 及び115条 1 項において定められるものは別として」という留保を伴いながら、「物品の製造者又はサービスの供給者、あるいはその仲介者」、「EU 域内への物品やサービスの輸入業者」、「自己の名称、マーク又はその他特徴的な目印でもって物品やサービスを特定している製造者として現れているその他の自然人や法人」として定義されるのである。

まず、「製造者」の定義についてであるが、従来〔製造物責任〕及び〔製品安全〕においては個別に「製造者」が定義されており、その内容は異なるものであった(前述 4 参照)。本法典においても、両分野については留保を伴っている。また、留保としてあげられてはいないが「消費動産売買・保証」分野においては129条 2 項 d) に独自の「製造者」定義をもっている。そのため、3条における定義が一体どこで問題となるのか不明である。もっとも、「製品安全」に関しては依然として従来通りの「製造者」定義が103条 1 項 d) に引き継がれており、まさしくこれが留保事項となっているが、「製造物責任」については115条 1 項に留保されたはずの「製造者」の定義が置かれていないため、3条の定義が有効となるの

---

180) V. MINERVINI, *op. cit.*, p. 31ss.; DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 55s.

であろうか<sup>181)</sup>。いずれにせよ、3条においてわざわざ「製造者」の定義を置いたことには疑念が生じる<sup>182)</sup>。

また、「職業人」の定義については、従来の法規において「職業人」概念を用いていたのは、〔濫用条項〕並びに〔遠隔契約〕に限られる(前述 4 参照)。このことは、EU/EC 指令において消費者の相手方につき「職業人」という概念が用いられたのがこの2つの分野に限られ、これをイタリア法が踏襲した結果でもある。「職業人」につきこれと類似したものは規定されていたが完全に同一の定義は見あたらない。したがって、新たな概念定義といえよう。

そもそも従来、消費者の相手方については、消費者概念と同様、個別分野ごとに定義されており、しかも「職業人」及び「製造者」以外にも多様な名称が用いられていたため、その意味内容は一致することはなかったのである(前述 4 参照)。

以下の考察においては、消費者の相手方の定義内容及び名称に変更が生じている分野、及び、変更が生じていない分野を明らかにしておきたいと思う。

## (2) 定義及び名称の変更

消費者の相手方の名称について変更が見られるのは、従来の〔訪問販売等〕のみである。すなわち、従来用いられていた「商事行為者」から「職業人」へと変更されている(45条1項)。また、その概念内容についても変更が生じている。すなわち、従来この「商事行為者」については、「本立法命令により規律されている契約又は契約の申込みに関して、自己の商事活動又は職業活動の範囲で行為する自然人又は法人、及び、商事行

---

181) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 50s. はこれを肯定する。

182) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 50s. は、実質的な観点から、〔製造物責任〕について有効な3条d)の定義は共同体指令に矛盾する点を指摘する。すなわち、3条d)の定義中には、製造業者の「仲介者」も含まれるが、85/374/CEE 指令は含んでおらず、かつ、当該指令は EC 裁判所により主張されてきたところによれば、「完全な」調和の措置であり、「最低限の」調和の措置ではないためとする。

為者の名において又はその計算において行為する人」と定義されていたのである<sup>183)</sup>。

従来から「職業人」という名称を用いていた前述2分野，〔濫用条項〕及び〔遠隔契約〕においては，引き続き同じ名称が用いられている(33条1項,50条a)）。もっとも，前述したようにその定義内容については若干の変更が生じている。すなわち， については「自己の事業活動又は職業活動の範囲内で……契約を利用する自然人又は法人」， については「契約において自己の職業活動の範囲内で行為する自然人又は法人」と定義されていたのである。

いずれにせよ，以上3分野においては，3条c)が規定する「職業人」として概念内容が統一化されたのである。

もっとも，他方では，従来の定義との根本的な違いが生じている。それは「仲介者」が含まれているという点である。この規定の意義は以下の二点にあるとされる。第一に，職業人の仲介者の介入によって締結された契約は，仲介者が職業活動と関わりある目的で行ったのかどうかという事情とは無関係に，何ら事業活動も職業活動も展開を行っていないあるいは全く違う内容の活動を行っている人によって遂行された仲介者であるとしても，「消費者契約」とされるべきことを意味するとされる。第二に，33条以下の諸規定(48条,52条,53条,57条及び59条)が定める情報提供義務及び行為義務は，契約の当事者ではない仲介者にもおよびること，このことはこれら義務を遵守しない場合には，63条に定める行政罰が仲介者にも科せられるという結果をもたらすことを意味するとされる<sup>184)</sup>。

### (3) 従来そのまま残された相手方定義

本法典中には，「製造者」及び「職業人」以外の名称も，多くの分野に関して残されている。すなわち，〔パック旅行〕においては「主催者」又は「販売者」(82条1項,83条1項a)及びb))，〔不動産一時使用

183) Art. 2 lettera b) del D.L.vo 15 gennaio 1992, n. 50.

184) DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 57s.

権取得契約)においては「販売者」(69条1項c)),〔価格表示〕においては「商人」(14条1項),〔消費動産売買・保証〕においては「販売者」(128条2項c))という名称が未だ残されているのである。また、これらの分野については、相手方の概念内容にも何ら変更は生じていない(前述4参照)。以上の点からすれば、3条c)における「職業人」定義の有用性も限定的なものと言わざるを得ない<sup>185)</sup>。

もっとも、その実質的内容としては、では「自己の職業活動の範囲内で……する自然人又は法人」として、では「自己の事業活動又は職業活動の実施において契約を利用する自然人又は法人」として定義されており、「職業人」概念との共通性は見受けられるところではある。

#### (4) 限定されない相手方 一部「消費者法」ではない?

従来からいくつかの分野においては消費者の相手方が限定されていなかった。〔一般的情報提供〕,〔広告〕,〔バック旅行〕,〔電子商取引〕である。本法典においてもまた、これらの分野については従来通り相手方は限定されていない。そもそも消費者法とは、消費者の相手方の専門性や事業性との関連での当事者間での「非対称性」を中核とする法であれば、つまり消費者とその相手方との相関関係を問題とするのであれば、一部「消費者法」ではない法がここでも存在しているということになる。

#### (5) ま と め

消費者の相手方については、従来から多様な名称が用いられており、このことはそもそもEU/EC指令が多様な名称を用いてきたことに由来する。本法典の制定にあたっては、「職業人」定義を置いたとはいえ、この定義が妥当するのは、従来から「職業人」という名称が用いられていた〔濫用条項〕及び〔遠隔契約〕,従来用いられていた「商事行為者」から「職業人」へと変更された〔訪問販売等〕のみである。このような状況

185) V. DE CRISTOFARO, *op. cit.*, p. 50.

に鑑みれば、他の契約関係における消費者の相手方の概念内容についても共通点が見受けられるとしても、あえて3条において一般的な「職業人」定義を設ける必要性があったかは疑わしいところである。

これに対して、「消費者」定義については、これが本法典の中心的な名宛人となること、及び従来から「消費者」という概念が多くの場合に用いられてきたことに鑑みれば、原則として統一的な「消費者」概念を規定することには、積極的な意味があったといえよう。

他方ドイツにおいては、「消費者」の定義と並べてその相手方たる「事業者（Unternehmer）」についても定義規定が置かれており、かつ、契約関係で消費者保護が問題となる場面においては、共通のかつ統一的な「消費者対事業者」が当事者であることを前提とすることは既に述べたとおりである（前述A(3)1参照）。この点においてEU/EC指令による名称・概念内容から抜け出ることができないイタリアとは様相が異なる。

とはいえ、統一的に規定されるに至ったドイツの「事業者」概念とイタリアの「職業人」概念の実質的内容については、EC/EU指令を基礎としているため共通性が見いだされるのは当然であろう。

## ・消費法典の中に組み込まれなかった法規範

### 1. 消費信用

消費信用に関する規定については、98/7/CE指令を国内法化した2000年2月25日立法命令第63号が規定する部分のみ本法典により規定されることとなり（40条ないし42条）、その結果同立法命令は本法典146条1項i）により廃止された。

他方において消費信用に関する従来の規定の大部分は、1993年9月1日立法命令第385号（銀行及び信用に関する統一法規集）に残されることとなり、その旨を本法典43条が規定している。

すなわち、信用取引という取引類型については、消費信用に限定されな

い統一法規集（Testo Unico）の中で従来通り規定し続けるのが妥当との判断がなされたといえよう。

## 2. 電子商取引

いわゆる電子商取引指令を国内法化した2003年4月9日立法命令第70号が規定する内容については、本法典の中に取り込まれなかった。むしろ、本法典68条により、電子商取引について本法典が規定していない部分（ほとんどの部分）については同立法命令が適用されることが、定められている。

すなわち、同立法命令は、「情報社会サービス、とりわけ電子商取引の自由な流通を促進すること」を目的としており（第1条）、既に述べたように、「サービスプロバイダ（prestatore）」により「サービスの受け手（destinatario del servizio）」に対して提供される「情報社会サービス」が規律対象とされ、サービスの受け手は消費者に限定されていない（第2条参照）。ただ特定の規制についてのみ、消費者以外の当事者に合意による排除を認めるにすぎない（12条及び13条）。したがって、これについては消費法典中に吸収するよりも、従来通り特定の分野を規律する独立の法規として存続させる方が適切との判断がなされたと思われる。

# おわりに

## 1. 総括

イタリアにおいては、ドイツのように民法典の中に個別消費者法を統合するのではなく、民法典から独立した消費法典を編纂することにより個別消費者法を統合するという道が選ばれた。そのため、従来は民法典の中に規定されていた「濫用条項に関する規定（ ）」及び「消費動産売買に関する規定（ ）」についても、あえて民法典中から抜き出し、独立の法典中に取り込むこととなった。とはいえ、従来は別個独立に規定されていた

撤回権や人的適用範囲について、統一化を図ろうとした立法意図においては、ドイツとの共通性を見いだしうるところではある。

統合によりイタリアでもドイツでも、従来は無秩序であった法規範の間で整合性を図ることができたのは確かである(例えば撤回権について)。また、消費者が自己にとって役立つ法規範を知りやすくなったことも確かである。

ドイツは民事効果を定める規範については民法典の中に取り込み、民法典の内容を充実させたが、イタリアは「消費者保護法」という視点から、過去の個別法規範と同様に、民事法規・行政法規・刑事法規の複合体としての姿を維持しながら統一を図った。

しかしながら、イタリアは「消費法典」と呼びながらも、統一的な「消費者」概念を打ち立てるものではない。扱う領域毎に、「消費者」という言葉を用いながらも、その概念定義を置かなかったり、概念定義を置くにしても、その内容は異なるのである。そもそもEU/EC消費者保護指令自体も、契約関係を問題とする領域以外では「消費者」概念を定義していないこととも一致する。ただ、「消費者」を実質的に定義する契約関係を問題とする領域でのみ、「消費者」概念の統一は果たされたとはいえる。その意味では、ドイツでも「消費者」概念の統一は一部の契約関係を問題とする領域でのみ実現されたのであり、状況は似通っている。

結局、ドイツもイタリアも、EU/ECも、契約関係を問題とする領域でしか「消費者」概念を定義していないこと、その他の領域では「消費者」という言葉は用いながらも実質的な内容を定義していないことには、それなりの理由があるのだろう。それならば、つまり、「消費者」概念を定義しないのであれば、「消費者」を前面に押し出す法典化の必要はないであろう。その意味では、「消費者」を定義して配慮の必要がある場合のみ、すなわち一部の契約関係を問題とする領域でのみ個別法を一般法(民法典)に統合し、その他の領域については問題となるテーマを前面に出したまま(「消費者」法という言葉を用いることなく)残したドイツの方向

性<sup>186)</sup>は納得のいく方向性のように思われる。

ただ、イタリアも「消費者法典」とせずに、「消費法典」という名をつけ、あくまでも「消費」過程に着目したことを示している<sup>187)</sup>点では、「消費者」を法典の中心的概念とまではしていないともいえよう。

## 2. 我が国への示唆

以上のようなイタリアの状況は、現在我が国で議論の渦中にある債権法改正に関わって、さらには、我が国での今後の消費者法のあり方に関わって、何らかの示唆を与えるものといえよう。

債権法改正をめぐるのは、一方においては、1. 民法典に「消費者」及び「事業者」概念を採り入れるべきか、採り入れた上で、「消費者」及び「事業者」概念を定義して消費者契約に適用を限定した法規定を採り入れるべきか、すなわち、民法典に消費者契約法の一部規定を取り込むべきか、2. 消費者契約法における規定の一部は、消費者契約に適用を限定せずに民法典に採り入れるべきか、3. 約款規制法もこの機会に民法典に規定すべきか、規定するとして消費者契約に適用を限定すべきか、が議論の対象とされるが、これに関わって、他方では、4. 消費者法は消費（者）法典として民法典とは別個独立の法典とすべきかも議論の対象とされる。この4に関わっては、消費者法と呼ばれる複数の個別法が一つの法典として統合されるべきなのかも議論の対象とされているし、ひいては民法典といわゆる消費者法との関係についても議論の対象とされている<sup>188)</sup>。

---

186) 前述 3参照。

187) 1で前述のように、起草過程では「消費行動を経済の流れに即して法的に規律するという方法」が選択され、採用されたのである（Ministero delle Attività Produttive, *Relazione illustrativa*, P. 5s.）。

188) 多くの文献があるが、特に、民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号（2009年）、同編『詳解・債権法改正の基本方針』（商事法務、2009年）、民法改正研究会編『民法改正試案・仮案』判例タイムズ1281号（2009年）、加藤雅信「民法改正と消費者法」消費者法ニュース80号（2009年）105頁以下、内田貴「消費者と債権法改正」消費者法ニュース80号（2009年）109頁以下、松本恒雄『民法改正と

思うに、イタリアの状況に鑑みれば、消費(者)法典を編纂するという選択肢をとれば、イタリアと同様に、雑多な、適用範囲もバラバラの、現行法とそう変わらない内容をもつ、法律の寄せ集めが出来上がることになる。

これに対して、民法典中にいわゆる消費者法を採り入れるという選択肢をとれば、まず、民法が原則として人的適用範囲を限定しないことによる波及効果が予測される。つまり、従来消費者法として人的適用範囲が限定されてきた法規定についても、限定が必要か不必要かの再検討が促されることになる。その結果、人的適用範囲の限定が外されることも生じ得ようし、限定が残されるとしても原則が「限定なし」となるため、例外としての「限定」は、必要な限りでのみ慎重に行われることとなる。さらに、民事効果をもたらす法としては統一されるため、ドイツのように統一的な把握が可能な部分も生じうるし、かつ、その部分が明確ともなる。

なお、はじめに述べたように、本稿はイタリア消費法典成立までのイタリア消費者法の状況及び同法典の成立時の規定内容を概観するものである。その後幾度かの改正を経て、イタリア消費法典の内容も変更を受けているが、これについては別稿で考察したい。

---

消費者法 総論』消費者法4号(2009年)4頁以下、河上正二「民法における『消費者』の位置」消費者法4号(2009年)47頁以下、「インタビュー・『債権法改正の基本方針』のポイント 企業法務における関心事を中心に」NBL916号(2009年)28頁以下、「座談会・債権法改正をめぐって 企業法務の観点から」ジュリスト1392号(2010年)4頁以下参照。